

令和元年12月5日

1. 出席議員

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|-----|
| 1番 | 中島 | 信二 | 12番 | 服部 | 良一 |
| 2番 | 高山 | 正信 | 13番 | 大坪 | 久美子 |
| 3番 | 青木 | 勉 | 14番 | 寺尾 | 高良 |
| 4番 | 川口 | 堅志 | 15番 | 栗原 | 吉平 |
| 5番 | 橋本 | 正敏 | 16番 | 三角 | 真弓 |
| 6番 | 田中 | 栄一 | 17番 | 森 | 茂生 |
| 7番 | 堤 | 康幸 | 18番 | 栗山 | 徹雄 |
| 8番 | 高橋 | 信広 | 19番 | 井上 | 賢治 |
| 9番 | 石橋 | 義博 | 20番 | 川口 | 誠二 |
| 10番 | 牛島 | 孝之 | 21番 | 松崎 | 辰義 |
| 11番 | 萩尾 | 洋 | 22番 | 角田 | 恵一 |

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

| | | |
|----------|----|----|
| 事務局長 | 坂井 | 明子 |
| 事務局参事兼次長 | 秋山 | 勲 |
| 参事補佐兼主任 | 服部 | 敬 |
| 書記 | 中園 | 弘一 |

4. 地方自治法第121条により出席した者

| | |
|----------------------|---------|
| 市 長 | 三田村 統 之 |
| 副 市 長 | 松 崎 賢 明 |
| 副 市 長 | 鎌 田 久 義 |
| 教 育 長 | 橋 本 吉 史 |
| 総 務 部 長 | 原 亮 一 |
| 企 画 部 長 | 石 井 稔 郎 |
| 市 民 部 長 | 松 尾 一 秋 |
| 健康福祉部長 | 白 坂 正 彦 |
| 建設経済部長 | 松 延 久 良 |
| 教 育 部 長 | 井 手 勇 一 |
| 総 務 課 長 | 野 田 勝 広 |
| 人 事 課 長 | 牛 島 新 五 |
| 財 政 課 長 | 田 中 和 己 |
| 防災安全課長 | 古 家 浩 |
| 企画政策課長 | 馬 場 浩 義 |
| 地域振興課長 | 平 武 文 |
| 観光振興課参事補佐兼 観光振興係長 | 田 代 秀 明 |
| 市 民 課 長 | 山 口 幸 彦 |
| 環 境 課 長 | 牛 島 憲 治 |
| 福 祉 課 長 | 栗 山 哲 也 |
| 子育て支援課長 | 平 島 英 敏 |
| 健康推進課長 | 橋 爪 美栄子 |
| 介護長寿課長 | 橋 本 妙 子 |
| 建 設 課 長 | 山 口 英 二 |
| 都市計画課長 | 原 寿 之 |
| 農業振興課長 | 原 信 也 |
| 林業振興課長 | 若 杉 信 嘉 |
| 商工・企業誘致課長 | 仁賀木 大 助 |
| 上下水道局長 | 溝 上 啓 之 |
| 学校教育課長 | 中 島 賢 二 |

| | |
|----------|------|
| 社会教育課長 | 石川幸一 |
| スポーツ振興課長 | 毛利昭夫 |
| 文化振興課長 | 久間政幸 |
| 黒木支所長 | 月足稔 |
| 立花支所長 | 中島強 |
| 上陽支所長 | 大坪公治 |
| 矢部支所長 | 木田博徳 |
| 星野支所長 | 向智宏 |

議事日程第5号

令和元年12月5日（木） 開議 午前10時

日 程

- 第1 一般質問
(質問の順序)
1 石橋義博議員
- 第2 議案審議
・質疑(委員会付託)
・討論
・採決
- 第3 花宗用水組合議会議員の選挙
-

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第2 議案審議

- 議案第66号 専決処分について(令和元年度八女市一般会計補正予算(第4号))
- 議案第67号 専決処分について(令和元年度八女市簡易水道事業費特別会計補正予算(第1号))
- 議案第68号 専決処分について(令和元年度八女市水道事業会計補正予算(第1号))
- 議案第69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第70号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第71号 八女市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第72号 八女市社会福祉施設設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第73号 八女市衛生センター条例及び八女市自給肥料供給施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第74号 八女市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第75号 八女市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第76号 八女市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第77号 水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 議案第78号 八女市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第79号 八女市簡易水道事業の水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第80号 八女市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 八女市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 字の区域の変更について
- 議案第83号 市道路線の認定について
- 議案第84号 指定管理者の指定について（八女市豊岡コミュニティセンター）
- 議案第85号 指定管理者の指定について（八女市串毛コミュニティセンター）
- 議案第86号 指定管理者の指定について（八女市木屋農村環境改善センター）
- 議案第87号 指定管理者の指定について（八女市笠原集会所）
- 議案第88号 指定管理者の指定について（八女市大淵基幹集落センター）
- 議案第89号 指定管理者の指定について（八女市黒木ふれあい交流拠点施設くつろぎの森グリーンピア八女）
- 議案第90号 指定管理者の指定について（八女市グリーンパル日向神峡）
- 議案第91号 指定管理者の指定について（八女市お茶の里公園施設）
- 議案第92号 指定管理者の指定について（八女市男ノ子焼の里）
- 議案第93号 指定管理者の指定について（八女市立花活性化センター、八女市立花農産物等直売所）
- 議案第94号 指定管理者の指定について（八女市ワインセラー・田崎廣助画伯記念ギャラリー）
- 議案第95号 指定管理者の指定について（八女市夢たちばなビレッジ）
- 議案第96号 指定管理者の指定について（八女市秘境柚の里溪流公園）
- 議案第97号 指定管理者の指定について（八女市星の文化館、八女市星野茶の文化館、八女市星のふるさと公園のうち6施設）
- 議案第98号 指定管理者の指定について（八女市池の山荘、八女市星のふるさと公園のうち2施設）
- 議案第99号 指定管理者の指定について（八女市星野自給肥料供給施設）
- 議案第100号 指定管理者の指定について（八女市障害児学童保育所）
- 議案第101号 指定管理者の指定について（八女市立花総合保健福祉センター、八女市星野総合保健福祉センター、八女市特別養護老人ホームゆいのもり、八女市矢部高齢者生活福祉センター）
- 議案第102号 指定管理者の指定について（八女市田代農村活性化センター）

- 議案第103号 指定管理者の指定について（八女市笠原東交流センター）
- 議案第104号 指定管理者の指定について（八女市ワイン工場）
- 議案第105号 指定管理者の指定について（八女市星野製茶技術研修工場）
- 議案第106号 指定管理者の指定について（八女市茶仕上加工施設）
- 議案第107号 指定管理者の指定について（八女市バンブー工場）
- 議案第108号 指定管理者の指定について（滝の脇地区簡易給水施設）
- 議案第109号 指定管理者の指定について（広内・上原地区簡易給水施設）
- 議案第110号 指定管理者の指定について（藤山地区簡易給水施設）
- 議案第111号 指定管理者の指定について（広野地区簡易給水施設）
- 議案第112号 指定管理者の指定について（八女市大明館弓道場）
- 議案第113号 指定管理者の指定について（八女市串毛運動場）
- 議案第114号 指定管理者の指定について（八女市大淵運動場）
- 議案第115号 指定管理者の指定について（八女市笠原運動公園）
- 議案第116号 指定管理者の指定について（八女市西桑原運動公園）
- 議案第117号 指定管理者の指定について（八女市田代運動公園）
- 議案第118号 指定管理者の指定について（旭座人形芝居会館）
- 議案第119号 指定管理者の指定について（八女市白城の里旧大内邸）
- 議案第120号 指定管理者の指定について（八女津媛浮立館）
- 議案第121号 指定管理者の指定について（柚のふるさと文化館）
- 議案第122号 指定管理者の指定について（星野焼展示館）
- 議案第123号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第124号 令和元年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第125号 令和元年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）

第3 花宗用水組合議会議員の選挙

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

おはようございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。

お知らせいたします。議案質疑表、花宗用水組合議会議員被推薦者名簿、委員会分科会日程表をタブレット配信しておりますので、御了承願ひます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書きの規定によりタブレットに配信いたしておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

9番石橋義博議員の質問を許します。

○9番（石橋義博君）

皆さんおはようございます。一般質問最終日、最後の質問でございます。最後までよろしくお願いいたします。

また、本日、傍聴席には声がけしておりました方々に本当に来ていただきまして、ありがとうございます。

さて、本日の質問は、八女市経済の発展と雇用の充実、それに伴う人口減少をどう捉えておられるのかという質問であります。若干抽象的な文言ではございますが、要するに先日の市民と議員の意見交換会でも出ましたが、八女市をついの住みかにしたいので、また、子や孫が帰ってこないような遠方に出したくないので、働く場所とともに住環境を整えていただきたいということもありました。そういう声がある中で、人口が激減するこの八女の地をどう活性化されていかれるのか、定住のためのさらなる促進案を持っておられるか、市民の声を代弁して聞きたいと思って質問いたしました。どうぞ市民の声をかなえるべく、また、八女市の未来を開くべくお答えをいただきたいと思います。

あとは質問席にて質問してまいりたいので、思いを込めて心からの御答弁をよろしく願います。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。9番石橋義博議員の一般質問にお答えをいたします。

八女市経済の発展と雇用の充実、それに伴う人口減少をどう捉えているのかという御質問でございます。

まず最初に、工業団地の進捗とさらなる工業団地をつくる計画はあるのかという御質問でございます。

前古賀工業団地につきましては、現在、造成予定地の用地の取得を進めております。今後の予定といたしましては、道路協議や河川協議など各種手続を行い、前古賀工業団地の早期実現に向けて、引き続き事業推進に努力してまいります。

現在、市が実施する次の工業団地の整備につきましては、具体的な計画はございませんが、民有地への企業の進出につきましては、必要な支援をしていきたいと思っております。

次に、中山間地において経済的に定住できる策は考えておられるのかという御質問でござ

います。

中山間地域を持続可能な地域とするためには、若い世代の定住を図ることが必要です。しかし、定住にはその裏づけとなる経済的な基盤が不可欠となります。

その対策として、例えば、農業においては将来の八女市を支える青年就農者を支援するため、国、県の新規就農者に対する支援事業に加え、八女市独自の事業を拡充し、市内の農家後継者の定着を図るとともに、市外からのU Iターンによる新規就農者の受け入れを進めております。

平成24年度の事業開始から制度を活用した新規就農者は85人、うち24人は市外からのU Iターン者となっております。

さらに、商工業においては、定住促進と雇用の場を確保し、その拡大につなげるための施策として新規創業・新事業展開補助金を創設し、新規開業者や既存事業者に対して補助金を交付して、商工業における支援に努めております。

また、求人を行う事業者を一堂に集めて、職を求めている方々を対象に合同会社面談会や説明会を開催し、市内で就職いただくことを目指した支援を行っております。

次に、合併以来、約8,000人の人口減をどう考えておられるのかという質問でございます。

本市の人口の推移を見ると、平成22年3月末の7万671人から一貫した減少傾向で推移しており、平成31年3月末には6万3,371人となっております。9年間で約7,300人減少しております。この間、第4次八女市総合計画や、まち・ひと、しごと創生総合戦略に基づく施策を積極的に展開し、近年では一定の成果が見られてきましたが、人口の減少には歯どめがかからない状況となっております。

全国の人口が平成21年をピークに10年連続で減少し続けている状況下において、本市においても将来の人口増加を見込むことは困難であるため、今後は人口減少を和らげるとともに、人口減少に適応した地域をつくり、将来にわたって活力ある地域社会の実現を目指してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○9番（石橋義博君）

この3日間で大体私の質問は出尽くした感はあるわけですね。しかしながら、私なりに市民の声をいただきましたところ、土地を生かして工業団地化できないかという声を時々いただくわけですね。その方々はあちこちに働きかけをしておられるわけでございます。そういう声を聞かれたかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○商工・企業誘致課長（仁賀木大助君）

お答えいたします。

ことしの時期はあれですけど、今年度になりまして、地元の方々が代表の方だということ

でございますけれども、市のほうに新しい工業団地の対策はできないかというストレートな申し出があっていることは聞いておるところでございます。

○9番（石橋義博君）

そこで、その方々とは別ですけれども、やはりこの地を離れたくないと。もちろん、質問された方は高齢ではございませんけれども、60前後の方でありましたから、それは上陽町でのことでした。

また、要望がある方々は、校区的に言うと、西側ですね、高速道路に近い方々が、過疎化している今、この土地を生かして、また、総意をいただきながら、当然、地権者の方々の総意をいただきながらやれんもんかと。その方々は、大半はもういただいておるということでございました。そういう思いがある中で、せっかく地権者の方々が、また地元の方々が活性化に向けて動いておられます。聞くところによりますと、地場産業も、また遠方からの企業も、事業者もそういう事業所、法人として使わせていただけないかという声は、そういう土地があれば参加できないかという声はあると思います。私は積極的にそういう地元の声も聞きながら、また、企業者の声も聞きながらやれば、活性化の糸口は出てくるのではないかと思いますけれども、そここのところを含めてさらなる取り組みをお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○市長（三田村統之君）

石橋議員の御質問、将来の子どもたちの時代にどのような八女市をつくるのか、その基盤づくりをどうするのかという中で、特にこの経済的な、財政的な問題、あるいは人口減少の問題等に関連をして企業の誘致というのは、あるいはまた、土地の再生に向けた活動というのは極めて重要なことであろうと思っております。

現在、今、冒頭に御説明を申し上げましたように、今福の工業団地、今、担当部局も含めて精いっぱい努力をいたしておりますので、ぜひ実現をしたいと思っておりますし、そのほかにも実は企業の進出のお話はございます。しかしながら、現在はこの前古賀の工業団地、土地開発公社で事業を行っておりますので、八女市としてはこれを解決しないと余裕がない、人的なことも含めてですね。したがって、民民でやっていただくことには、行政が積極的に民民の企業誘致に対して支援をしていくということについてはやぶさかでない。できるだけ協力をしていきたいと思っております。今はただ、将来のことを考えて、とにかく前古賀の工業団地を成立させることが何よりも大事でありますし、だから、ほかのことは手をつけないということではなくて、並行してその他の問題についても積極的に行政として携わる範囲内で協力はしていきたいと考えております。

○9番（石橋義博君）

確かに民民でやればなおかつ、その前に先ほどは最初の今福じゃなくて前古賀ですね。修

正できますけれども、なかなか大規模となると、私は厳しいんじゃないかなと。そういう意味じゃ、やはりまず行政が、今は先導して引っ張っていくことじゃないと、なかなか大規模な開発はできにくいのかな。ただ、農地法等いろいろありますから、官でもなかなか難しいところはあるかと思えます。なお、地権者の問題、雑多なこと、クリアするためには、非常にたくさん難しい問題あるかと思えますけれども、やはり民民だけでやられると、企業がどこを窓口にしてとか、大き過ぎてちょっと話がなかなかまとまらないとか、そういう意味では、やはり官を交えながらやっていただきたいという声はあるわけですね。

これについては、今現在の前古賀工業団地、まだクリアしておりませんので、これをクリアしてからでもいいと思えますけれども、やはり隣接する広川、筑後あたりは、もう本当に大丈夫かなというぐらい林立した中でほぼほぼ埋まっておるわけですね。やはり私は八女市は少しおくれをとったと。その分、懸命にやって企業を誘致して、まさに市長言われるとおり、子々孫々がこの八女市の地についての住みかになるような、安住の地になるようなそういうところにしたいという思いは私も持っておりますから、ここでこういう質問をしておるわけでございます。

ぜひ大胆な、特に中山間を抱えております。交流人口、観光を交えて交流人口というのは大事で、またそういうところから入るのかなと思うところもありますけれども、考えようによっては、せんだって数日前に橋本議員が名護市の話もしましたけれども、名護市では東京証券取引所みたいな電光掲示板がじゃんじゃん回りよるわけですね。田舎のほうで。八女市でもそういう光のインターネットのIT関連等は、別に広大な土地も要らないと。しかし、その中で2,000人規模の就業者が、若いものがあると。学校跡地等々も含めてやれば、八女でも十分可能であると。それを持ってくるというのは、条件も整わないとなかなか難しいものがあると思えますし、現に今1社ですかね、進行中のところもあると聞いております。しかしながら、もっともっと積極的にやれば、八女市はそういうところはたくさんあると思えますので、そういう取り組み等々もぜひ積極的にやっていただきたいと。また、それについてもほかにそういう進行、また、そういう取り組みありますならば、ここでお答えいただきたいと思えますけど、よろしく願いいたします。

○市長（三田村統之君）

議員おっしゃるように、前古賀工業団地のみならず、我々は大小にかかわらず、企業の誘致は並行してでも積極的にやっていかなきゃならないと考えておりました。当然、民民でこの企業誘致の企業進出を進めていく場合には、必ず、最低限行政がタッチをしなきゃならない部分がたくさんございます。そういう中で、行政として民間企業に対する支援ができる範囲のことは精いっぱいやっていこうと考えておりますので、御理解をいただきたいと。

それから、一つ、企業誘致について、今、議員各位も御承知だろうと思えますけれども、

3号線のバイパスの建設の問題、まだ最終決定をしたわけではございませんし、最終路線が決定したわけじゃございませんが、そう遠くないうちに決定するだろうと思います。これは私が、実は長年の希望でございました。といいますのは、八女東部の開発をしなければならない。例えば、八女は農産物の産地ですから、農業振興地域、さらに土地改良事業をやっている土地が非常に多い。そこで開発をやるといのは非常に難しい、時間がかかる、こういうことですから、八女市の東部の地域に経済を反映させるような環境づくりをしなければならない。このバイパスの沿線をどう生かしていくのか。そしてまた、東部の皆さん方と連携がさらに深まっていく、こういう目的を持った実は3号線のバイパスでございまして、これは交通の利便性だけではなく、あるいはまた災害の対応だけではなく、経済の効果、新しい八女市の経済の効果を生み出すために私にとっては重要な目的であると考えておりました、今後とも議員おっしゃるように、この問題については積極的に進めていかなければならないと思っておりますので、御協力もまたお願いしたいと思います。

○9番（石橋義博君）

ぜひ、先ほども私も言いました住環境ですね。中には地元選出の国会議員、県議員おられますけれども、反対される方もおられます。無駄と一言で片づけてしまわれますね。本当に何にも役に立たないような先生方もおられますけれども、そうやって積極的に捉えてやっていただきますことが八女市の発展につながっていくと私も確信しております。ぜひ環境整備、中山間は特に利便性が悪いということで若い人たちも出ていくんじゃないかなと思っております。

ほぼほぼ若い人たちが出ていく理由は学校ですね、上を目指していかれる、また、就職、そういう人たちが出ていかれて、多くは人口減につながっているとも聞いております。しかしながら、とどまるような魅力を持つことがこれから先行政に求められているのではないかなと思っております。そのための一つとして経済、先ほど申しましたように、先端をいくような事業、IT関連とかそういうのががんがん引っ張っていただかないと選択肢が狭まって、どうしても一度は挑戦したいと、一度は都会に出てみたいと、そこで働いてみたいという気持ちになるのは当然かなと思っております。それを引きとめるためにも、やはり中山間をうまく生かして、当然、住環境、道路も含めてやるべきだと。その中で、そこの中に出ていかなないように、なおかつ帰ってこられるような、就職の選択肢が広がるような努力をしていただきたいと思っております。それも含めてそういう遠大なというのですか、大きい計画、そういうのは今後いかがお持ちでしょうか。あるかないかも含めてよろしく願いいたします。

○商工・企業誘致課長（仁賀木大助君）

お答えいたします。

定住促進ということを、商工目線でお答えさせていただきますけれども、商工目線で言いますと、先ほどから話が出ております工業団地等による市、または公社が分譲という形で優良企業にお越しいただき、それに伴う雇用の促進を図るという施策が一つございます。それから、先ほども市長が答弁なさっておられました、民有地に民間の企業を、これもまた来ていただくことに対する市側からの支援という施策も持ち合わせておるところでございます。

それから、これはちょっと今研究中でございますけれども、御承知のように、ハローワーク等の有効求人倍率が県南部で1.44、今現在でございます。八女は1.2ぐらいあると承知しております。これは求人のほうが多い、会社側のほうが人を呼んでいると受けとめられて、求人側の求められるところが求職者の情報とマッチしていない、いわゆるミスマッチが起こっているんじゃないかなと思います。私どもといたしましては、雇用の促進に当たるについては、この求人側と求職側を抱き合わせるといいますか、そういう意味合いにおきまして、合同会社面談会というものをやっているところがございます。求職者の声が生でなかなか、求人側の声が求職者に伝わらないというところが少し難点なところじゃないかなと思いますので、この辺を行政がサポートを入れていく必要があるんじゃないかなと思うので、雇用の促進に当たってはですね、そう思っているところです。

そうすると、また市内には3,100件ぐらいの小規模事業者がございますけれども、それに加え380件の中小企業者と言われる方がほとんどでございます。約9割が20人未満あるいは5人未満の小規模事業者の方々に構成されております。中には家族経営というところも多いかと思えます。その中において、市のほうでは新しく市内に開業、創業するような方々に対して補助金等を用意し、財政的支援を行っているところがございます。平成27年度からの実績でございますが、これは補助金対象者は58件でございますけれども、そのうち24件がU I Jターンの方々でございます。その意味では定住という形につながってきているんじゃないかと思えますので、企業の誘致、あるいは事業の支援という形で努めてまいりたいと思うところがございます。

○市長（三田村統之君）

ちょっと補足をさせていただきたいと思うんですが、人口減少、議員おっしゃるように、7,000人を超す人口が減少いたしております。それは一番大きな原因は、私も詳細ではございませんが、やはり高齢者が非常に多いということ、高齢者の死亡率が非常に高いということが一つ、それと今、議員が御心配いただいているように、働く場がなく、働く場所が福岡周辺、福岡都市圏の周辺にある場合に、ほとんどが福岡にマンションを買ったり借りたり、あるいはまた、福岡まで行かなくても、広川で、あるいはまた羽犬塚で住宅を確保してそれからJRで通勤すると、そういう人が実は多い。それをどうとめるか。出ていかれる方をどうとめていくかというのも極めて重要なことだろうと思えますし、そういう面で議員御承知

のように、デマンド交通もパークアンドライド事業ですね、西日本鉄道と共同でやりましたパークアンドライド事業もその一つで、いわゆる100円で1日駐車できると。ここに車を預けて高速バスで働きに行くと。そういう環境づくりをすることが大事なことはないかなと思います。月によっては、流出者と流入者と同じ月があるんです。必ずしも12カ月間、みんな流出が多いかという、そうじゃないんです。変わらない月もあるんですね。だから、こういう変わらないような月をふやしていかなきゃいけない。できるだけ流出を少なくするためにそういう環境づくり。したがって、今、私どもが特にやらなきゃならないという一つが、やはり住宅環境をつくっていく、若い人が住宅を八女市に建ててもらう、このことが非常に大事ですから、そのためには道路の整備も河川の整備もしていかなきゃならないということでございます。

総体的に今後のことについては、御承知のように、来年度、第4次八女市総合計画最終年度を迎えます。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略も来年度、最終年度を迎えることとなりますから、今から私たちは次の戦略を考えていかなければなりません。そういう中で、皆さん方の御意見を十分配慮しながら、現状を把握して、これからの子どもたちが住んでいく八女市をどうしていくか、これからが非常に重要な期間になってくるのではないかと考えております。

○9番（石橋義博君）

住環境の一つとして、災害対策で追われている中で、河川、道路の整備は本当に頑張っていていただいております。また、先を見据えてバイパス等も推進をさせていただいております。しかしながら、整備と同時に働く場、若い人たちがここに住めるようなところで質問しておりますけれども、なお、中小企業の話も出ましたけれども、その中で伝統産業ですね、仏壇、ちょうちん等々、和紙等々、いろんな伝統のある、また大事にしていかなければならないような産業も私は残していかなければならんと思っております。そういう人たちにも、なかなか時代の流れでそういう衰退するような斜陽産業でもありますけれども、こういう災害のある中で、以前、宮城県のほうに市長の厚意で仏壇等々も100基ほど送られました。今、まさにそういう災害のある中で、そういうのを生かされるような中小企業、地場産、伝統産業を生かせるような対応というのは何か考えておられますでしょうか。

○商工・企業誘致課長（仁賀木大助君）

八女市には仏壇、ちょうちん、石灯籠、手すき和紙といった国指定の、あるいは県指定の伝統工芸の組合産業がございます。こちらのほうに限っては、各組合員の皆様方が一生懸命になって、議員おっしゃられましたように、継続と存続、跡取り問題を含めて一生懸命御努力いただいているところです。こちらのほうに関しまして、市といたしましては、伝統工芸館の運営を初め、いろんな方々の支援という形で今は市のほうの事業といたしましては跡取

りを支えるようなところでの、ちょっと事業名は忘れましたが、そちらのほうでも支援をしていくという事業を開始しているところでございます。

また、県に、これは国、県におきまして、伝統工芸産業というのは非常にマッチして、網羅して支援しているところでございまして、昨年は全国伝統工芸の福岡県大会がございましたけれども、そういう形で国、県等力を合わせて後継に、存続に向けて、また羽ばたくような支援に向けて市としても随時努力をしているところでございます。

以上でございます。

○9番（石橋義博君）

それについて、結果としては産業界の方々、どういう反応をしておられるかお聞きしたいと思います。

○商工・企業誘致課長（仁賀木大助君）

満足のいく結果には聞こえてきておりません。やはり状態が私どもが考える以上のことを思っていらっしゃるんじゃないかなと思うところでございます。とはいいますがものの、産業がそれぞればらばらでございまして、仏壇ではこうとか、あるいはちょうちんではこうという話で、内容等も御意見もばらばらだと思っております。しかしながら、聞こえてくる反応としましては、産業の維持というところが常に聞こえてきておりますので、この辺については気持ちに沿うよう、また努力していきたいと思っております。

○9番（石橋義博君）

本当に先ほども申しましたけれども、厳しい産業、時代の流れで若干斜陽産業であるのかなというところでは、対応も支援も厳しいものがあるかなと思っております。

一方、私はもっと大胆に、例えば、国に関するような事業もないのかなと。もっと大きい国の支援を受けられるような事業に着手してもいいのではないかと。また、民間においては、東京で大活躍の大病院の先生の大坪奨学金を八女市もいただいている。ああいう方々、本当に私も、当然市長もこの間、東京のほうの交流会に行かれましたけれども、議長も一緒に同行されまして、本当に八女市に貢献をしたいという方々がおられます。そういう方々も巻き込んでやったらどうかと。当然、大産業となりますと、もう八女市単独で国の支援を受けながらやったとしても限界があると思います。そのものを持ってきて、国の事業そのものを持ってきて八女市を活性化するような何か事業はないかと思っておりますけれども、それについて何かお考えはないでしょうか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

現在、八女市におきましては八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略、これに基づいて人口と対策、こういったものに取り組んできておるところです。国の状況につきまして見てみ

ますと、国が今年度でこの期間を終了していきまして、次期2期目の総合戦略の策定に入っているところでございます。こういった流れの中で、各県、市、こういった自治体もこの国の動向を見ながら、新しい取り組み、これについて検討を始めているところでございます。

八女市につきましては、先ほど市長からも御答弁ございましたけれども、令和2年度までこの期間がございまして、本年度、それと来年度をかけて、先ほどの国の動向を注視しながら、これまでの取り組みをしっかりと検証して次の総合戦略につなげていきたいと考えておるところでございます。

一つ議員からありましたように、国の施策としてこういったものがあるのかというところで、6月にこの基本の方針を打ち出されております。この中につきましては、地方へ人、資金の流れを強化するというので、関係人口の創出、拡大でありましたり、企業や、今、議員からもありましたが、企業や個人による地方への寄附、投資等を用いた地方への資金の流れの強化、こういったところもうたわれているところです。これから先、また国から具体的なものが示されてくると思いますので、こういったものには特に注視をしていきたいと思っております。

先ほど議員からもありましたように、IoTとかAI、こういったものについての活用、こういったものもSociety5.0の実現に向けた技術の活用、こういったものもこの基本方針にうたわれているところでございますので、繰り返しになりますけれども、こういったところを注視していきながら、八女市に合った取り組みを進めていかないといけないのではないかと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（石橋義博君）

もっと具体的に申しますと、特養、老人ホーム等々、中山間、非常にもう大口も出ておりますし、なおかつ学校跡地、なお、災害時に設けられたストックヤード等々を生かしてやれば、もっと貢献する場所がありますので、広がるんじゃないかなと私は思っているわけですね。もっと具体的にこういうものを作って就業人口をふやして、そこを確認して、当然、できないということはありませんけれども、企業を持ち込むというのは非常に厳しいと。当然、先ほども申しましたように、ITとかインターネットを使うような事業は、全国どこでも、先ほどの話じゃありませんけれども、できます。しかし、そういう人を多く必要とするような、就業者を多く使えるような、設けられるような事業をそういう病院等々、また老人ホーム等々、私はやれるんじゃないかなと思うからですね。もうちょっとそういうのも含めて、こういうことやりませんか、要するに促すような努力も私は必要じゃないかなと思うわけですね。もっともっと事業として大きなこと、当然、対事業者もそれなりの規模でやっておられない方じゃないと、なかなか来るのは厳しいのかなと思いますけれども、幸いにして大

坪先生は、事業に大成功されておられます。私はそう確信しておりますけれども、それ以外でもたくさん、コンタクトがあるかどうかはわかりませんが、堀江貴文さんですね、ああいう人たちもおられます。接点を設けてアプローチしていけば、私は不可能じゃないと思っておりますので、積極的に取り組むことが私は大事じゃないかなと思っております。

あと国の事業におきましては、ここで言うのははばかられますので、またいろいろと、例えて言うならば、広川あたりは陸自の弾薬倉庫があったり、訓練場とか、ヘリコプターの基地かなんかもあるかないかと私も聞き及んでおります。そういう半永久的に国の補助が得られるような、また、継続してそういう方々が来られると、特に中山間の中に来ていただければ、例えば、航空自衛隊であれば地元住民の見守りもできるし、災害のときの対応もできるし、なおかつ子どもたち、家族で来ていただければ、学校等々も一定の、極端に解決ができるという話をしているわけじゃありませんけれども、そういうものにぎわいを見せれば、当然、自衛隊というと、何か非常に戦争のイメージがあると思いますけれども、今や日本の自衛隊は社会のための、市民のための、国民のための自衛隊と。特に災害等々、非常に私は今の現状の中では助かっているんじゃないかなと、非常に貢献しているんじゃないかなと思うところでございます。そういうのも含めて、もっと大胆に八女市は土地はございますので、特に過疎化しているところ、見守り含めて老人のひとり暮らしとかを考えれば、誰かがいてくれて、にぎわわしてくれて守ってくれれば非常にありがたいんじゃないかなという思いもあります。それも含めて、何かそういう大胆な案はあるかないかも含めてお答えいただきたいと思っております。

○市長（三田村統之君）

国の事業については、直轄でやる事業はなかなかよほどの必要性がその地域になればやらない。国の考え方としては議員御承知のように自分たちのまちは自分たちで考えて、自分たちのいいまちづくりをするためには支援をしっかりとやっていきますよという、そういう基本的な考え方でありますから、まち・ひと・しごと創生総合戦略等の考え方ができてくるわけで、それは皆さんそれぞれの地域の個性を生かして、個性ある自治体をつくりなさいよと、できるだけ財政的には支援しますよということをごさいますして、国が直轄でやるというのは非常に最近はいろんな意見も出て、一部国の組織を移転することが決まっているところもございすけれども、現在はなかなか私は難しいんではないかなと思っております。

自衛隊の問題出ましたけれども、これはいろんな議論をしなければならない、極めて難しい問題でございますから、私のほうからこれがいいとか悪いとかということは言えないということをお理解いただければと思っております。

○9番（石橋義博君）

実際は本当はそういうことまでしなくてもいいような状況にならなければならないと、八

女市は八女市なりの特性を生かしながらやるべきが本筋じゃないかとは思いますが、この激減する八女市の人口を大胆にやらないと、私は変わっていかないというところで発言をしておるところでございます。本当は、そういうただ人だけが集まってがやがやるのではなくて、静かに平穩に八女市の特性を生かしながら暮らしていくのが一番なのかなと思いますけれども、それでもこの人口減は歯どめがきかないところまで来ております。これ以上やると、それこそ再建団体に陥ったりとか非常に厳しい状況、いろんな各種の商業、商売をしている方々も、これ以上は無理だということまで来ておられると私は思っておるところでございます。それを考えますと、やはりここは大胆にやらないと、これ以上この地で、せつかく年老いて、生活も子どもたちに任せながら、孫たちに任せながら住みたいなという思いの方がたくさんおられると思います。しかし、それもかなわないような人たちもたくさんおられるわけですね。ここにおられる方々、議員も6,000千円前後、または執行部においてはそれ以上の年収があると思いますけれども、実際問題として八女市内を見ますと、以前、ある議員も言うておりましたけれども、3,000千円前後、皆さんがゆとりのある暮らしをされているかどうかわかりませんが、本当に厳しい暮らしをされている方がたくさん私はあると思います。その中でやはりこういうことを言わざるを得ないという状況まで私は追い込まれているんじゃないかなというところでこういう質問をさせていただいておるわけでございます。それについては市長いかがお考えですか。

○市長（三田村統之君）

人口減少については、冒頭に申し上げましたように、これはあらゆる基本的な条件がございまして、全国の地方自治体、あるいは日本そのものが人口が減少しているわけで、私どもだけが人口減少しているわけではございませんで、それぞれその中でどうしていこうかということのをそれぞれの基礎自治体が今、真剣に考えている状況でございますので、私どもも細かくはそれぞれの担当部局で人口減少に歯どめをかける努力を今農業問題も含めて、商工業問題も含めて努力をやっております。大胆な事業をやって、一挙にそれを大きく改善できるという考え方はなかなか難しいんじゃないかと思えます。

○9番（石橋義博君）

その中でも私から言わせると、広川も近年横ばい、筑後は現在は横ばいでございますけれども、私が子どものときからすれば、本当に1.5倍、2倍近く人口がふえているわけですね。そういう隣接する自治体があるわけですから、八女市からこれだけ減るということは私は深く考えるべきだと思って質問しているわけです。仕方がないと、今の世の中の流れからすると仕方がないということで片づけてしまいますと、じゃ筑後市はどうなのか、広川はどうなのかということをおっしゃるを得なくなります。やはりこの八女市を生かす努力を、私は八女市は非常にいい環境にあると思うわけですね。しかし、それを生かしきっていないんじゃない

いかなというところで質問しているわけでございます。もっとも地域に応じた、特性に応じた人口のふやし方、発展の仕方あると思いますので、ぜひそのところをもう一つ、一掘りしていただいて、当然私は厳しい選択肢の中で自衛隊と言いましたけれども、ベストとは思っておりません。本来、代替案があって、それに変わるような、人口がふえるような、八女市が活性するようなことを考えていただければ私はそれでいいと思っているわけです。ただ、何か刺激的なことを言わないと変わっていかないのかなという思いで、今ここで皆さんの前でとらさせていただいておるわけでございます。そういう意味では、先々何か、繰り返しになりますけれども、もっともっと大胆にやっていただくことを望みたいと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○企画部長（石井稔郎君）

お答えいたします。

いろんな案を企画の部門のほうでもいろいろ将来を想定しながら検討しております。ただ、今の段階でオーソライズされたものではありませんので、ここで御披露することの内容ではございませんが、今、るる申し上げて答弁してまいりましたとおり、一番の根幹といたしましては、自然減は仕方ないけれども、社会減の部分で、一番の生産年齢人口でありますところでの人口の流出があるところにいかに歯どめをかけていくのかというところは、従前から八女市は八女市圏域のところ定住自立圏構想というものを立てながら、国の教えも受けながら、その中で人口流出を防ぎながら、その域内で人が住み続けていかれる、そういったところで情報交通というところをメインとして今までこの合併後10年間やってきました。その歩みをもとにしながら、今後はさらに、今、議員から提案がありましたとおり、若い人たちがここで活発に働く中で仕事をつくっていく、そしてその中で仕事をつくってここに住み続けることは、その若者たちがこの地域のまちづくりにかかわっていく、そういうことが今度は人材育成につながっていくといったまちづくり、人づくり、仕事づくりのまち・ひと・しごとの総合戦略を体現していくということを実現していきたいと考えておりますので、答えにはなっていないかも知れませんが、そういった決意のもとに、今、進んでいるところでございます。

○9番（石橋義博君）

抽象的な文言ではなく、具体的に早期にこの人口減少、歯どめをきかせていただきます具体策を出していただきますように念じまして、ここから先は秘策があると思いますので、その秘策をしっかりと出していただいて、八女市発展に寄与していただきますようよろしくお願い申し上げます。質問を終わります。以上です。

○議長（角田恵一君）

9番石橋義博議員の質問を終わります。

11時5分まで休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまから議案審議に入りますが、議案番号によっては答弁する執行部の担当が変わりますので、随時、執行部については入れかわりますので御了承願いたいと思います。

日程第2 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第2. 議案審議を行います。

議案第66号 専決処分について（令和元年度八女市一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第66号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第67号 専決処分について（令和元年度八女市簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第67号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第68号 専決処分について（令和元年度八女市水道事業会計補正予算（第1号））を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第68号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第70号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び八女市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第71号 八女市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

ちょっと理解できないところがありましたので、簡単にもう一度説明をお願いできますか。

○福祉課長（栗山哲也君）

今回の条例の改正につきましては、上位法であります災害弔慰金の法律が変わったことによりまして改正をするものでございますが、今回、改正している部分につきましては、第15条の第3項になりますけれども、償還金、災害弔慰金の支給に関する法律の中で、災害援護資金を借りられた方がいらっしゃいますけれども、この借りられた方が償還金の支払いの猶予であったりとか、償還金の支払いの免除を受けられる場合の規定があります。

その中で、償還金の支払い猶予につきましては、これまで法律の施行令で定められておりましたけれども、こちらを法律のほうに変えたこと、それから償還の免除につきましては、従来、借り受けされた方が亡くなったりとか、重度の障がいになられたときには免除の規定ございましたけれども、今回の改正によりまして、その借受人の方が従来でいきます破産宣告といたしまして、破産手続開始等をされた場合、そういった方についてもその証拠書類を持って免除をすることができるという規定の改正がなされたところでございます。

簡単ではございますけど、こういった改正がなされております。

○17番（森 茂生君）

わかりました。

私も弔慰金とかいろいろの見舞金なんかはわかっておりましたけれども、災害援助資金、援助資金ですので、いわゆる貸し付けである場合、当然、返済というのが出てくるわけですが、八女市でも北部豪雨水害で相当な被害が出ましたけれども、実質これを利用されている実績はあるのか、ないのか。あるとするならばどのくらいこれが利用されているのか、お尋ねします。

○福祉課長（栗山哲也君）

議員おっしゃいますように、平成24年に九州北部豪雨災害でかなりの被害を受けておりま

すけれども、この法律、条例によります災害援護資金の貸し付けにつきましては、貸し付けの対象となる災害が相当規模の大きい災害で、災害救助法の適用を受けた災害のときに借り受けをすることができるようになっておりまして、八女市においては平成24年の災害のときに2件貸し付けをしている分がございます。それと、従前でございますと、平成3年の台風災害等で借りられた方が1件ございました。

実際、ここ平成3年に1件と平成24年に2件、3件の借り受けをされている方がいらっしゃるという実績でございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

私もこの貸付金についてはあんまり認識がなかったんですけども、周知の方法は皆さん御存じですかね。私はあんまり知らなかったんですよ。見舞金とか弔慰金なんかはよく聞きますけれども、そういう場合、貸付金が恐らく最高で3,500千円だろうと思いますけれども、そういう貸し付けがあるという周知ですかね、特別な災害のときですけれども、そういうときにきちっと周知がなされていたものかどうか、そこら辺のところがちよっと疑問に思ったんです。周知の方法はいかような方法をとられていたのか、お尋ねします。

○福祉課長（栗山哲也君）

先ほど申し上げましたように、今回の災害援護資金につきましては、災害救助法が適用される大規模な災害というときになりますから、平成24年等に災害が出たときに周知をしております。そのときには全ての世帯に国とか県もいろんな援助をしますから、その援助の一環としてこういう貸し付けがありますよということで周知を図っておるところでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

特別な災害救助法とかの時ですけど、めったにないわけですけども、そのときは逆にかなり困ってあるわけですので、よそから借りるより恐らく利率はいいんだろうと思います。

当然、貸し付けですので、保証人、あるいは利率、償還期間、その他はどうなっているのか、お尋ねします。

○福祉課長（栗山哲也君）

お答えします。

貸し付けの期間につきましては、借り受けをされてから10年間になっておりまして、最初の3年間については据え置きの期間となります。

その後、7年間、据え置きの経過を経た後の7年間で返済をするような形になります。

それから、利率につきましては市町村の条例で定めることになっておりまして、本市の場合は3%以内ということで3%で利率を設けているところがございます。（「限度額」と呼

ぶ者あり)

以上です。

○17番（森 茂生君）

先ほど言いますように、めったにないわけですがけれども、これこそいつ大きな災害が出てくるかもわかりません。そのときに備えて、やっぱりきちっとした対策は当然、今のうちからとっておくべきだろうと思います。そのときに、周知はもちろんですけれども、例えば借りられた、こっちはだめだったといろんな問題が出てくる可能性が出てきますけれども、これを読むと公平を期すために審議会を設けて、そこで検討をした方がいいという法律のニュアンスのように私は聞こえます。八女市の場合、そういう設置はできておりますか。

○福祉課長（栗山哲也君）

八女市におきましては、災害援護貸し付けに係る審査員要綱を設けておりまして、こちらのほうで貸し付けの猶予期間であったり、支払いの猶予であったり、免除に関する規定を協議するようにしております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

わかりました。

ついでにお尋ねしますがけれども、東日本大震災、相当貸し付けの返済がなされなくて相当な問題が起きているようです。大規模な返済不能が起きて。その場合、結局、不能になった場合、これは国、あるいは県の資金と言われておりますけれども、返済不能が起きた場合、結局、八女市が責任を負うようなことになるのか、そこら辺のところを確認しておきます。

○福祉課長（栗山哲也君）

借受人の方が返済できなくなった場合、幾つかの要項がございますけれども、そういった場合に、貸し付けの原資につきましては国から3分の2、県から3分の1の持ち出しがありますので、市でその分を負担するとかはございません。原資が国と県になりますので、国と県のほうが借り受け原資を免除してしまう形になります。

以上です。

○17番（森 茂生君）

いや、そういう意味じゃなし、貸し付けが滞った場合、返済が不可能になって、例えば今言う自己破産だとか、正当な理由はもちろん免除されますけれども、それじゃない場合も東日本大震災では相当出てきているということです。そういう場合、どこが責任持つのかをお尋ねしているわけです。

○福祉課長（栗山哲也君）

回収不能となった場合につきまして、借受人の方がなかなか返していただけない場合は、

市町村の責任において回収をすることになりますので、当然、借受人の方と面談を通して返済を求めていくことになります。

以上です。

○17番（森 茂生君）

求めていくのはわかりますけれども、それでも返済が滞って、もうだめだといった最終的な責任は八女市が払わなきゃいけませんのかとお尋ねしているわけです。

○福祉課長（栗山哲也君）

借受人の方が返済できないということで所得要件とかが盛り込まれておりますけれども、そういったときにどうしても返済できない場合は、借り受けの償還期間が過ぎてから10年を経過した後に市議会の承認を求めることになりますけれども、返済が難しい場合はその債権の消滅の議案を市議会のほうに上程して、そこで承認を得られればそこで免除ということになろうかと思っております。

免除を得た場合については、国、県におきましてはその償還を求めないことになっておりますので、それまでは当然、市町村の責任において償還を求めていくことになります。

以上です。

○17番（森 茂生君）

手元の資料によりますと、償還期間までに回収できなければ市が肩がわりするとなっているんですよ、私の資料では。最終的には市が責任を持たんやんわけでしょう。

○議長（角田恵一君）

暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○福祉課長（栗山哲也君）

失礼しました。八女市の責任において、債権の議決放棄の議案を議会のほうに提案することになりますけれども、その議案について、議員の皆さんから御議決をいただければ、そこでその債権は消滅するということが八女市が肩がわりすることはございません。

以上です。

○17番（森 茂生君）

もしそうであれば、それでいいです。手元の資料がそうなっていますので、確認の意味でしたわけです。私も改めてちょっとこれもう一度調べてみますけれども、そういうことであれば、もうそれで結構です。

以上です。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第72号 八女市社会福祉施設設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

これはいつも申し上げておりますけれども、収入が3,600千円以下は副食費を徴収しないということだと思えます。逆に言えば、3,600千円以上は徴収することになるわけです。無償化、無償化と言いながら、結局は残ってしまうわけです。私がどうも納得できないのはそこら辺ですけれども、一月幾らになっていきますか。大体4,500円とかそこら辺が言われておりますけど、副食費の金額です。3,600千円以上の方が払う副食費の金額は幾らになっていきますか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたとおり、副食費の免除につきましては年収3,600千円未満の世帯が対象となってございます。3歳から5歳で対象者が1,391人おられます。うち461人が

免除の対象者になっておりますので、免除の対象者が約33%になっております。逆に、徴収する方が67%という形になっているところでございます。

申しわけございません、この人数に4,500円を掛けた金額がいわば徴収金額になるところでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

結局これは所得ではなく、収入ですので、月300千円程度あればもう3,600千円ですので、それ以上の場合は副食費の4,500円ですかね、それを払わなきゃならん。もう67%は結構多くの方が負担が残るということですが、これは施設が徴収ということになるかなと思っておりますが、今までは保育料と一緒に徴収していたと理解しております。ということは、保育所がこれを徴収しなければならなくなる、新たな負担がその施設にかかってくる、これが非常にいろんなところで問題になってきております。だから、八女市でも恐らくそうなるだろうと思っておりますけれども、保育所の負担が、今でも保育士さんが不足している中で、この徴収の負担までふえるということは、どのような対策かなんかとしてあるのか、お尋ねします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

今、議員がおっしゃったとおり、これまでは保育料に入っておった4,500円が今回の10月1日からの無償化に伴いまして外づけになってしまった、その外づけになった分につきましては園での徴収が実施をされる、3分の1の方は免除の対象になりますけれども、3分の2の方が徴収するというので、各園の徴収規則の中でこの4,500円の表示、さらには保護者への周知をされ、さらにその徴収の事務がふえてきたという状況になっているとおりでございます。

議員が今おっしゃったとおりの内容で、新たな業務がふえてきた状況になっているところでございます。具体的にちょっと軽減策というのは申しわけございません、そのような形で外づけになって園での徴収がされるようになったというところで、徴収の軽減に対しての対策は具体的にはないところでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

もう一点だけお尋ねします。多くの自治体で100とか200とか、ちょっと手元の資料がわからなくなっただけですけれども、副食費をもうこの際、やっぱり無償化にして、自治体で持とうというところも相当数あると聞いております。八女市でその検討はされたかどうか、お尋ねします。

○子育て支援課長（平島英敏君）

今、議員がおっしゃいましたとおり、この4,500円の徴収に関しまして、全国的な動きと

いたしましては県で補助事業を設けて、いわば県の事業として軽減を図ろうと、県、市の補助をもって削減していこうという動きがある県もございます。県南のほうでは具体的な動きはあってございませんけれども、福岡県の動きとしましても、この4,500円に対しての一部補助を実施するのか、しないのかというアンケートが今、実施をされておまして、近いうちにまたその集約等が出てくるものと考えているところでございます。動きとしては、その動きが全国的に、状況把握がなされつつある状況でございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

それでは、もしかすれば県あたりでそういうふうに取り組むことになれば、そういう可能性もあると理解してよろしいんですか。

○子育て支援課長（平島英敏君）

全国的な取り組み及び県での取り組みという形での動きがあれば、当然、その動きに対しまして、市のほうも同調してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第73号 八女市衛生センター条例及び八女市自給肥料供給施設条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

単純なことです。まずお聞きします。

この八女市衛生センター、これは黒木の施設かと思えますけれども、間違いございませんでしょうか、お願いします。

○環境課長（牛島憲治君）

御説明を申し上げます。

議員御指摘のとおり、黒木にございます施設でございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

次に、八女市自給肥料供給施設条例、この施設は今、上陽町と旧星野村にある2施設と考えてよろしいでしょうか。

○環境課長（牛島憲治君）

こちらも今、議員御指摘のとおり、上陽にございます上陽の自給供給肥料施設、星野にございます星野自給供給施設と双方にございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

この文言の中に、ただし、天災その他緊急やむを得ない場合であって、市長が特に必要と認めるときは云々と書いてあります。処理能力については十分あるわけですか。

○環境課長（牛島憲治君）

御説明申し上げます。

双方の施設につきまして、まずもって今回の条例改正につきましては、昨年度、上陽の自給供給肥料施設の機器の故障、それから本年度になりまして、黒木の衛生センターの故障がございました。幸いにいたしまして、短期間で機器の改修ができたということでございまして、大事に至らなかったということでございますが、条例上、黒木、矢部地区の黒木にございます衛生センターの故障と長期にわたる機器の改修が必要な場合につきまして、今の条例上では相互の利用ができないということで、緊急避難的な部分として受け入れできない部分については相互の活用ができると考えておりますので、受け入れ体制につきまして、長期にわたる場合につきましては、まずもって利用については可能だと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

天災というのがどこに起こるかわかりません。両方の施設がもし使えないようになった場合、これは当然、中部衛生は使えるような条例はきちっとできていますでしょうか。

○環境課長（牛島憲治君）

御説明申し上げます。

中部衛生センターの八女中部衛生施設事務組合につきましては、御存じのとおり、一部事務組合でございますので、こちらについてはそちらのほうの議会等々の承認が必要でございますので、現段階におきまして、八女中部衛生センターを活用することはできないということでございます。

以上でございます。

○10番（牛島孝之君）

それであれば、やっぱりこれはお願いですけれども、ぜひ両方使えないようなことは、もう災害ですので、これはあり得ないことではありません。やはりそういうことも今後、考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第74号 八女市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたし

ます。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第75号 八女市立学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第76号 八女市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第77号 水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第78号 八女市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第79号 八女市簡易水道事業の水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○6番（田中栄一君）

私は、今回の統合は端的に言えば国庫補助金削減のために、地方、特に過疎地域が矢面に

立たされていると感じておりますが、まず簡易水道事業の水道事業への統合に至った経緯について確認をしておきたいと思っております。

時系列でいえば、平成19年6月に簡易水道の統合を促進する目的で、簡易水道施設整備費国庫補助金交付要綱及び同国庫補助金取扱要綱が一部改正されまして、事業経営者が同一であって、会計が同一または一体的な管理が可能な既存の水道事業が存在する簡易水道施設、または飲料水供給施設に関する事業は国庫補助の対象とされないことになりましたが、ほかの水道事業と統合する簡易水道事業統合計画を策定し、平成21年度末までに厚生労働省の承認を得た場合、平成28年度末までの簡易水道等の整備に対して国庫補助を受けることができるということで、平成24年3月15日に簡易水道事業統合計画書を提出し、厚労省、県から簡易水道事業統合計画書の承認を受けて、平成26年度から平成29年度にかけて、黒木地区簡易水道の黒木浄水場、木屋浄水場、椿原浄水場及び荒谷浄水場の配水管の接続事業が国庫補助事業を受けて実施されました。そして、10月からの料金改定に関する説明会を経て、今回の事業統合の議案提出に至っているということによろしゅうございましょうか。

○上下水道局長（溝上啓之君）

議員御承知のとおりです。

○6番（田中栄一君）

その経過の中で、平成24年に簡易水道事業統合計画を提出されておりますけれども、その際に簡易水道事業関係地域の皆さんへ計画内容の説明はなされておりますでしょうか。

○上下水道局長（溝上啓之君）

統合計画書策定時につきましては、関係の行政区長会で説明をさせていただいたと聞いております。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

今の回答では行政区長さんに説明をしたということですがけれども、ちょっとそれでは不足するんじゃないかなという気がしております。実際に使われる方の意見聴取なりなんなりがなされてしかるべきだったんじゃないかなと思っております。

今回、10月から11月にかけて、関係地域11会場を13回に分けて説明会を開催されたようでございますけれども、私は説明会と言えるのか、甚だ疑問視しております。

以前、下水道計画の縮小に関連して、黒木豊岡地区の説明会が開催されたときに、これは説明会ではなく決定報告会だと厳しい意見が出たことは御承知だと思いますけれども、まさしくそのとおりではないかなと思っております。

各会場の出席者から出た意見等は、統合を肯定する御意見はまれでございまして、施設は今のままで料金だけが値上げされることへの不満、不信、こういう感じが強いと思っております。

ます。

各会場への出席者数について資料をいただきましたが、平成31年3月末日の黒木地区簡易水道の給水世帯数1,390世帯、給水人口3,719人に対し、208人（同ページ後段で訂正）の出席で、世帯数の約15%、人口の約6%、同じく星野地区簡易水道の給水世帯数712世帯、給水人口1,813人に対しまして43人の出席で、世帯数の約6%、人口の約2%でございます。これで説明が十分だったと言えるかどうか、甚だ疑問でございます。私は説明不足、努力不足だと考えておりますが、いかがでしょうか。

○上下水道局長（溝上啓之君）

今回、地元説明会という形で10月10日から11月15日までにかけて黒木地区で9回、星野地区で4回、計13回実施をさせていただきました。

出席者につきましては、先ほど議員のほうも申されましたとおり、合計でいきますと272名という状況でございます。率にすると11%という状況でございます。

なお、残念ながら出席をいただけなかった利用者の方につきましては、この説明会の資料の配布を全戸配布させていただき、十分な周知を図ってまいりたいと考えております。また、個別にお問い合わせいただいた折には、十分な説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

ちょっと数字の訂正を、私は208人と申し上げましたけど、272人に訂正（同ページ前段を訂正）させていただきたいと思っております。

それから、未出席者へはチラシを配って周知をしたいのですが、実際にこの議案がもう出ております。決定後にこうなりましたということでチラシを配るのはいかなものかなと私自身は思います。それは当然やるべきだとは思いますが、ちょっといかなものかなという思いがしております。

次に、水道料金についてお尋ねをします。

上水道の料金は県南水道企業団の構成自治体の12構成自治体があるんですけども、その中で八女市が非常に高いとびっくりしております。一般家庭用13ミリの口径で1カ月10立米使用で税込み2,240円と、12構成自治体の中で上から3番目ですね。一番安いのが久留米市の935円、広川町と筑前町が八女市と同程度で、ほかの市関係ではどこも2千円を切っているんです。八女市の水道料金は高過ぎるのじゃないかと感じております。

また、黒木地区簡易水道の基本料金は税込み1,570円でございますけれども、企業団の構成自治体の最高額と最低額を除いた平均料金は1,898円になるんですね。それを比較して、その差が328円ほどですから、そんなに安い料金とは言えないと思っております。

八女市の料金を下げるように経営を工夫する必要があると私自身は感じておりますけど、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○上下水道局長（溝上啓之君）

初めに最初の先ほどの前の説明で、地元説明会の出席できなかった方には資料配布と申し上げましたが、実際は12月の検針時に配布をするとしておりましたので、ちょうど今、配布が終わっているところだと考えております。

それから、八女市の水道料金は高過ぎないのか、適正かということでございますが、おっしゃるとおり、同じ福岡県南広域水道企業団から受水している12自治体の中では、一般家庭で13ミリで比較しますと上から3番目、また20ミリで比較しますと上から4番目という状況になっております。

なぜこういう形になっているかと申しますと、その上位のほう、もっと八女市より高いところの状況を見ますと、やはり供給の開始日が遅いというか、事業の開始が遅かったというところになっております。水道料金につきましては、そもそも事業開始当初ですけど、料金収入を柱とする受益者負担で費用を賄うという公営企業の原則ですね、これに沿って、安全で安定した給水が将来にわたって維持できるよう、施設の維持改修費用、企業債の償還などの収支見通しに基づく料金を設定し、条例案を当時、随分前になりますけど、平成元年12月議会の定例会にて可決をいただいております。

その後、平成5年4月から供給を開始しておりますが、県内でも遅い供給開始となっており、物価等の影響もありまして、施設の設備投資費用などに費用がかかっているということで、水道事業の将来にわたって安定的に継続して次の世代まで渡していくためには、それなりの料金水準が必要ではないかと考えておるところでございます。

○6番（田中栄一君）

八女の場合は、確かに事業開始が遅いと理解しております。そして、今現在、範囲を広げて給水世帯の拡大に努められているということで、設備投資に非常に費用がかかっているから、今のところ、そういう高料金でその費用を賄っていると思うんですけども、じゃ、一応、これの水道の部分が豊岡地区の分もまだ残っておりますし、旧八女市内もまだ残っていると思うんですけども、そういった部分が終わったときに、この料金の体系について見直すお考えはございますか。

○上下水道局長（溝上啓之君）

まずもって今回の事業統合ですけど、豊岡の水道整備事業を今後、予定しておりますけど、これにつきましては特にそのために統合するわけではございませんので、そこはちょっと確認しておきたいと思います。

それから、料金の今後の見直しについては、現時点ではまだ考えておりません。ただ、今

後、水道事業が1つに統一するわけでございますので、今、中長期的な経営の計画として経営戦略をつくってやっておりますので、そういうものの改定の折には今後、この料金で果たしてやっていけるのか、水準はどうなのかとか、その辺を含めて改定を行っていき、場合によっては見直しもあるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

設備投資が早く完了して、そして早目に料金体系の見直しもやってほしいなど、これは希望でございます。

次に、料金を簡易水道地域と上水道料金の2本立てで行く方法はとれないものだろうかと思います。要するに、令和5年までは2本立て、3本立てになるわけですね。こういったことがとれるならば、できるんじゃないかなと思っております。必ず同一の料金体系が必要なんだろうかな、一応、事業統合とは事業認可を1つに統合することを意味するもので、当然、水道事業管理者、それから水道技術管理者等も1つになり、また、会計についても公営企業会計ということで1つになってきますけれども、私は今回の法の改正は、同一料金体系であることまでは求めていると感じておりますけど、その点についてはどういうことでしょうか、御説明を求めます。

○上下水道局長（溝上啓之君）

事業統合ですので、基本的には水道料金の統一は必須と考えております。と申しますのは、簡易水道事業統合に係る事務処理の手引き、こちらのほうには地域の実情に応じて激変緩和措置を緩和しながら料金改定を行う必要があるとあります。

また、水道法第14条第2項第4号の規定のほうでは、特定の者に対して不当な差別的取り扱いが禁止されているということで、これを踏まえて適切に料金の統一を図っていきたいと考えているところでございます。

また、確かに利用者の方からすれば、料金が上がるというこの御時世で非常に厳しい状況でございますので、そこも踏まえまして、今回、利用者の負担増をできるだけ考慮して、激変緩和措置で黒木地区では令和3年度から段階的に引き上げ、また星野地区のほうは令和4年度までは据え置いた状態で、最終的には令和5年度で料金統一を図るということで考えて提案しておりますので、御承知いただきたいなと思います。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

事業そのものが統合されて、制度的には同一のやつになると思うんですけども、先ほど局長が言われた特定の者に対する格差、これは正直、私は当てはまらないと思うんですけど、水道法の14条第2項第4号の文言は。あくまでも水源が一緒であるならば、それを受益され

ている方は当然、そういう差別があってはならないと思いますけれども、個別になっております。例えば、今回の統合についても、距離によっていろいろありますよね。10キロメートル以上については別ですよとか、そういうやつがありますので、そういった部分の法律を厳格に当てはめる必要はないんじゃないかなと思っておりますが、これは法律の解釈のやり方によって違うと思いますので、そこら辺ももっと私自身も十分考えて勉強してから再度取り扱っていきたいと思っております。

一応これで質疑を終わります。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○6番（田中栄一君）

私は、議案第79号 八女市簡易水道事業の水道事業への統合に伴う関係条例の整備に関する条例案に反対の立場で討論を行います。

確かに簡易水道事業は規模が小さく、地理的条件等から経営基盤が脆弱であり、地域住民に対するサービス水準の維持向上を図るためには、統合による事業規模拡大による経営基盤、技術基盤の強化も必要と思われますけれども、以下の理由によって反対を表明いたします。

まず1点目に、簡易水道事業統合計画を提出される時点並びに今回の料金改定に関する説明では、出席者がわずかであり、統合に対する理解が不足し、関係市民の賛同が確実に得られていないということ、それと2点目に、水道料金が他自治体に比較して高いにもかかわらず、一方的に簡易水道の料金のみが引き上げられようとしていること、3点目に、簡易水道の関係地区は高齢化率が高く、年金生活者が大勢いらっしゃる中で、消費税や医療、介護負担金の引き上げなどにより、これから先の生活に不安が増大している中で、命に直結する水道料金の値上げは関係市民の生活をさらに圧迫すること、以上の点から当該議案に反対をいたします。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決することに決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時3分 休憩

午後1時 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き午後の会議を再開いたします。

議案第80号 八女市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であり、議案質疑の通告がっておりますので、質疑を許します。16番三角真弓議員の質疑を許します。

○16番（三角真弓君）

今回の議案第80号に対しまして、八女市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてということでございます。初めに申し上げたいのは、基本的に住民にとっての組織・機構につながっていつているのかという、非常に大事なそういう観点からお尋ねいたしたいと思っております。

最初に、通告で出しておりました全職員（各支所）を初め職員の方々の現場で直接住民とかわかっていらっしゃる役職を超えた範囲の全職員の方との意見交換がされたのか、まずこれをお尋ねいたします。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

全職員との意見交換、意見聴取ということですが、基本的に今回の機構につきましては、機構改革研究委員会を5月に立ち上げまして、その後、全ての部長、課長、局長、支所長、課長級以上の管理職への聞き取りを行っております。したがって、一般職員の聞き取りについては行っていません。

以上です。

○16番（三角真弓君）

来年2月で合併10周年を迎えますけれども、本庁と支所の役割を考えたときに、そういう職員の方々の意見というのが非常に尊重されるべきではないかと思っております。そういった中にいろんな支所もそれぞれ地域性も違いますし、特に中山間地を抱えた、しかも限界集落がほとんどだというそういう地域においては、集落が散在しております。そういった方に対してどのようなサービスの提供が満遍なく行き届くのかということは、非常に組織の機構が影響すると思うんです。そういう中で、例えば、各部ごととか、課ごとの職員の意見を吸い上げて、そして、そういったことをやはり参考にしていくという考えというのは持たれなかったんでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

先ほど管理職からのみで、一般職員からの聞き取りは行っていないとお答えいたしましたけれども、それは実際問題のところでごさいます、聞き取りの中では、当然、部下職員からの意見なども課長のほうで取りまとめていただいて、そういった形での聞き取り調査をしておりますので、そういった意味では実際、窓口に関わっている職員の意見というのはこちらのほうに入っているというところでごさいます。

以上です。

○16番（三角真弓君）

今回のこの組織の編成は、今回、庁舎の建設ともかなり影響してくるかなと思っております。そういう中で行政の末端と言われる、特に区長さんたちは、私たち議員もそうですけど、特にいろんな立場で区長さんたちは御苦労なさって地域のために尽力をいただいております。そういう区長さん、また民生委員さん、高齢者を初めとする、また生活困窮者を初めとする人たちに寄り添って対応していただいている民生委員さん、また、主任児童委員さんですね、こういった方たちの意見というのは反映されているのか、これは部長にお尋ねをいたします。

○総務部長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

区長さん方でありますとか、民生委員さん方と行政組織・機構の関係でごさいますけれども、この組織をつくり出すということで具体的に意見をいただいたことはございませんけれども、常々それぞれ各所管課におきまして業務遂行の中でさまざまな意見をいただいております。区長様につきましては、毎月市長との懇談会、そこでさまざまな行政課題を出していただいております。それに対してその都度、そこで御説明をさせていただく。ですので、市役所の機能が、例えば、ここが使い勝手が悪い、こういうところはこういう工夫が欲しいとか、そういう分についてはそういう場で常に出していただいておりますので、そういった意

味では、そういう課題を一つ一つ反映させるような姿勢は持たせてもらっておるところでございませう。民生委員さんにつきましても、担当部局を含めて教育委員会を含めた会議等ございませうので、例えば、子どもさんに課題があったときに、そこで連携をとって入っていくという部分で、組織の壁等がある場合はそういうことをストレートにいただいておりますので、そういう部分で組織・機構を検討する中では、そういう部分については反映をさせていただいておりますのでございませう。

以上でございませう。

○16番（三角真弓君）

合併をしない旧八女市だけであれば、ある程度の機構の中で住民サービスが行き届くかなと思っておりますけど、特に支所ですね、支所においては非常に広い範囲になっておりますし、そういう中で私は何回も今まで質問等の中でも言ってきておりましたけれども、区長さんたちも本庁で全区長さんが集まっての会とかもあっていると思っておりますけど、それを例えば、黒木支所でできないかとか、いろんな意見等もありながら、今回の機構も決めていらっしゃるかなと思っておりますけど、具体的に言えば、保健師とかケースワーカー等の配置、これは各支所への配置はというのは一般質問等でも出した経過がございませうけれども、今回の機構ではそれはどのようになっているんでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

保健師やケースワーカーの支所への配置でございませうが、これにつきましては、これまで一般質問の中でお答えさせていただいたことが基本になっております。やはりケースワーカーにつきましては、いろいろ難しい課題とかがありますので、やはりいろんな事例をみんなで共有するというのが一番合理的だと考えておりますので、やはりそこは難しいのかなと思っております。ただ、保健師につきましては、将来的に多世代にわたる相談体制ということも必要になってくるかと考えておりますので、今回すぐにといいのはちょっと難しいところもあろうかと思っておりますけれども、将来的に今回の第一整備室、第二整備室という形で本庁と黒木庁舎のほうに技術職員を集約して配置するということにはしておりますけれども、そういった形で保健師を置くということは、ちょっと検討はできるのかなとは考えているところではございませう。ただ、今回できるかどうかというのは、ちょっと今のところは難しいかなと思っておりますのでございませう。

以上です。

○16番（三角真弓君）

一般質問等でも同僚議員からの質問であってございましたけど、2025年は団塊の世代が75歳を迎える。65歳以上の5人に1人が認知症になるとテレビでも報道されておりますけれども、

現に八女市というのはそれにも近い状態になっていると思っております。そういう中で、本当に高齢者はいつ認知症になっていくのかというのは、専門職である保健師でなければわかりません。民生委員さんたちの業務量の中にそういう保健師の方たちが後押しになること、確かに支援員さんが各民生委員さんと一緒にそこに支援員さんの配置も本当に拡充をしていただいていることは非常に感謝をいたしておりますけれども、そういう本当に広い中山間地で市長がいつもおっしゃる高齢者のみ御夫婦だけ、おひとり暮らし、たくさんいらっしゃるわけです。そこになぜ保健師を配置し、そしてまた、生活困窮者の方たちというのが、きのうもありましたように、本当に所得の少ない方たち、そういう人たちに寄り添うという、この広い482平方キロメートル以上ある面積の中で、しかも、西にある本庁ですよ、東部のほうに対しての住民サービスとしてなぜそれを配置されないのか、職員の健康も考えながら、1件1件を訪問するということに対して、なぜ保健師やケースワーカーを東部に置いていただかないのか、副市長に御答弁をお願いしたいと思います。

○副市長（松崎賢明君）

答弁させていただきます。

今回の提案は、まず土木技術職の集約により、住民サービスが低下せずに、支所機能が低下せずにいかに効率的に動くかということで先ほどお尋ねありましたが、職員の皆さんにも意見を聞きながら、こういう体制にしております。今お尋ねの福祉関係の部分ですけど、現在、地域包括、介護の部門の地域包括支援センター、このあり方について、検討会を開いていただいております。ここでの方針がまず明確になるのが1つ、それともう一つは、子育ての部門です。子育ての部門については、子育て世代包括支援センター、それをこしから立ち上げております。個々の支援体制、相談体制がある程度確立しないと、こういった形で私たちもこの議論の中で随分福祉部門の相談体制をいかにすべきか、民生委員さんは介護の部分、子育ての部分、両方関わっておりますけれども、こっち側の体制が2つに分かれとったらきついと、それは単純に思っておりますので、そこをいかに融合させていくかというのは、この1つのここのあり方の検討会と、子育てのほうの体制の確立、ここら辺がしっかりしたところで融合していく必要があるということで、全然考えていないわけではなくて、将来的な近々の将来、言われた庁舎件数等も見据えたところぐらいのところを検討しているという状況でございます。

○16番（三角真弓君）

済みません、私が先ほど全職員ということでお尋ねした、ちょっと戻りますけれども、きょう、各支所長お見えですけど、各支所のそういう機構に関する意見ですね、これは各支所から吸い上がったんでしょうか。どういう内容が上がってきていますでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

各支所からいろいろな御意見が上がってきておりますけれども、かいつまんで御紹介しますと、まず、技術職を東部と西部に集約して配置をしてほしいといったような意見、それから窓口サービスなど、民間委託が可能な業務は積極的に検討してほしい。それと、本庁と支所の業務の整理をしてほしい、これは役割分担のことだと思います。そういう整理をしてほしいという御意見、それと人員を柔軟に配置できるような体制を検討してほしいといったような意見が出ております。それと、これは本庁、支所限らずですけれども、人員を何とかふやしてもらえないかという御意見が出ております。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

人員は、今回はその方向性で進めていかれるわけでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、人員の要求につきましては、本庁のほうからも出ております。本当に必要な人員を人事課のほうでさらに聞き取りをしたりしながら、必要な人員を確保していきたいと考えているところです。

○16番（三角真弓君）

今後、住民、きのうの質問等でも紹介いたしました本庁や支所を使う方たちは、ある程度その利用内容は決まっているように感じております。いろんな相談機能ももちろん利用していただいているかと思っておりますけれども、今後、高齢者の、しかも高齢化率が進んでいくであろう限界集落あたりのそういう高齢者にとっては、いろんな、例えば、住民票なんかは今からマイナンバーとかでとれるようになってまいるとはいったものの、高齢者の方はそういうものは使えないという方、また、コンビニも近くにない、そういう地域もたくさんございます。そういう中で、数年ほど前にある町村では、職員が出向いていろんなサービスの提供を行っているというのがテレビ放映であってございました。非常に喜ばれております。八女市の中でもそうやって職員が足を運んで、そしていろんなサービスを今後提供していくということを考えることも含めながら、今回、機構への組織のあり方ということを考えていただけるのか、これは市長にお尋ねをいたします。

○議長（角田恵一君）

市長のほうに指名がっておりますので、今の件について答弁をお願いします。（「もう一回……」「もう一回言いましょうか」と呼ぶ者あり）簡潔をお願いします。

○16番（三角真弓君）

結局、中山間地、市長がおっしゃるように、おひとり暮らしや御夫婦だけのみ、そして、

どっちかが認知で悩んである、いろんな相談をたくさん受けております。そういう中で、やはり将来的に職員が出向いてサービスを提供する、そういう時代が来ると思うんですよね。マイナンバーとかでいろいろ優遇できる手もございますけど、やはりどう安心と安全の暮らしで住民の方が生活していくのかと考えた場合、将来、そのようにアウトリーチ的な訪問的な職員の方々のサービスを含めた機構も考えていかれるのかということをお尋ねしたところでした。

○市長（三田村統之君）

非常に難しい問題でございまして、特に東部地域においては、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの二人暮らし、そして子どもたちも少ない、そういう中でいろんな意見をお持ちだろうし、いろんな問題も抱えていらっしゃる、そういう方々の意見を十分に把握してお応えするためには、それなりの人員と財政的な問題もございます。

したがって、今これからの一番大事なことは、やはりそういう東部の皆さん方、中山間地の皆さん方の小さい集落に住んでいらっしゃる高齢者の方々や子どもたちをどう支援していくのか、日常生活を安心してできるように環境を整えるかというのは極めて困難でございまして、しかしながら、これはまた重大な行政の役割でもあります。

ただ、これを職員でやれと申し上げていらっしゃるわけですけれども、年々、行政が抱える課題というのは多岐多様にわたって広がってきておりまして、それを消化していくのに非常に実は手が不足する、職員が不足している、そのために御承知のように、今回、国も会計年度の任用制度等も成立をさせて、そして、できるだけそういう臨時職員、あるいは嘱託の職員の皆さん方に協力をいただく、働いていただく、こういう制度が今から進められていくわけですので、そういう中で職員だけに今の不安とか不満を解決するよというのとはなかなか難しい。職員は職員で現在の持っている責任を果たすのにやはり精いっぱいに行っているところもありますので、その点はどうやってこれから、今、議員おっしゃるよという地域のそれぞれの市民の皆さん方の悩みを解決していくのか、あるいはまた、十分に声を聞くことができるのか、これはどこの基礎自治体でも同じ課題を中山間地を持つ基礎自治体があると思うんです。これを解決していくには、やはり十分議論して、どういう形で財政的にもそう負担にならないよように、そして職員でできる範囲、できるだけ広域的に事業ができるよようにしていくために、我々これから十分検討していかなきゃいけないと思っておりますので、現状でさまざまな御不満、御意見があろうかと思っておりますので、そういうものについては真摯に受けとめて対応していくよように努力はしていきたいと思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○16番（三角真弓君）

決して全てを職員ということではありません。どうやったら住民サービスができるのかと

なれば、官でできること、民でできることもすみ分けていかななくてはならないということは承知をいたしております。ただ、大きなパイプというか、流れがどうなのか、私は区長会のほうで改めてそういう、やはり地域がどうやってよくなっていくのかと、そのためには職員の方たちの立場も、また、時間的なそういう通勤距離とかいろいろあると思いますけれども、とにかく私たち議会に対してでも、ぜひ具体的ないろんな意見交換も今後していただきたいと、ここでは質疑だけで自分の意見は言ったらいけないことになっておりますので、ちょっと言いませんけれども、やはり今からいろんな複雑、煩雑になっていく中で、住民の皆様でいろんな面で手伝いできることは民と官とやっていくのかということの中での機構改革を十分検討されていかれることを心から要望して、私の質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

16番三角真弓議員の質疑を終わります。

続いて、21番松崎辰義議員の質疑を許します。

○21番（松崎辰義君）

それでは、通告に基づいて質疑を行いますけれども、支所機能についてということであるいろいろありますけれども、一番私が驚いたのは、支所から課がなくなるということでもあります。

そういう観点でちょっと質疑をさせていただきますけれども、なぜ支所の課を廃止するのか、書いてあることでは、迅速で効率的、柔軟な組織体制となるようにということですが、それはどんなものなのか、どのように変わっていくのか、具体的にお願いします。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

課をなくすことでどう変わるのかということでございます。

現在、毎年4月に人事異動を行いまして、辞令を交付してそれぞれの職に配属するわけでございますけれども、支所につきましては、何々支所の何々課に配属を命ずるという形でしております。これが課がなくなりますと、何々支所の勤務を命ずるといった形になるわけでございます。これはその支所の中の人員を全て支所長の裁量で、今回、黒木を除いて3つの係を考えておりますが、それぞれの係に配属ができると、重点的に人数を多くしたりとか、そういったことができるようになるということでございます。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

だから、今までは支所長の裁量でできると、それがどう市民との関係で迅速にできるのかというところもまだちょっとわからないんですけれども、一応今までの支所配属でもどれだけの課にどれだけの人数が要るとか、そこら辺のことは支所長とも十分話し合いの上に決められてきたんだらうと思いますので、このさっき言いましたように支所長のそういうやり方

だけではなくて、市民に対して迅速で効率的かつ柔軟な組織体制というのは、結局は支所長がそこで決めることでよりしやすくなると、それだけのことですか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

人事のそもそもの配置の部分先ほど申し上げましたけれども、やはりその業務ごとに忙しい時期とそうでない時期がございまして、その忙しい時期に重点的にほかの係の職員を集めて集中的にすることができると、それによって住民サービスが滞りなく進めることができると考えているところでございます。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

ということは、季節によってとか時期によってまちづくり推進係におった人が建設に行ったりとか、自由にそこを支所長が動かしていいと、そういう体制に変わるんだということですか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

実際に係の配属まで変えるかどうかは別として、支所長のほうでこちらの業務の支援をしてもらおうという指示はできるようになってくるということでございます。当然、実際にその係の所属を支所長の権限で、当然、人事とも協議をしていただきますけれども、それは可能になるということでございます。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

だから、理解できないなと思っておりますが、今までも、例えば、業務が違うから、なかなかできなかったことが、それが係まで変えるのかどうかという部分で言われましたが、支援をすることは今までも別に可能ではなかったかなと思うんです。ですから、一番課をなくしてすることでどこにメリットがあるのか、支所長がそういう係の人を、あなたはこっちにしばらく行ってくださいと係まで変えていいということにはならないのか、なるのか、そして、それは今までの体制ではあり得なかったことなのか、そこら辺どうなんですか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

できるかできないかといいますと、支所長の権限、当然、人事課との協議の上、係の配属を変えることはできるということでございます。以前できなかったのは、辞令が何々支所何々課という配属になっておりましたので、この課をまたいでほかのところへの配属の変更は辞令行為が伴うということで、その分、スピード感がそがれていたというところはあるか

と思います。その分が迅速に対応ができるようになるということで、住民サービスの向上につながるかと考えているところでございます。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

ということは、課は非常に妨げになっていたということですね。そういうことでしょうか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

確かにその人員の流動性という意味では、おっしゃるところはあろうかと思いますが、全く妨げになっていたというわけではございませんで、やはり課長がいることによって指揮命令系統といいますか、そういった形での課長が責任を持ってその課の中、係の中をマネジメントしていくという部分は確かにあったと思いますけれども、特に支所の総務課におきましては、1課1係という形になっております。ほかの幾つかの支所では市民生活福祉課もそういった形になっておりまして、そういう意味で1課1係の中に課長と係長をそれぞれ配置をするということも一つの課題であったというところでございます。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

ということは、その忙しい時期に自由に動かせるようにということは、支所の人員というのは減ることなんですか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

この課を廃止することについて、そこが一番皆さん方に御心配をおかけしているところとっております。ただ、こちらのほうといたしましては、これまでと同じようなサービスが提供できなければならないと考えております。そういう意味では、一概に人員を削減ありきで考えているわけではございませんし、これまでどおりのサービスが提供できるような人員体制は確保したいと考えているところでございます。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

きちんと答えてほしいと思います。私は支所の人員は減るのですかと。サービスを提供するのは当たり前のことです。減ってもサービスは提供しなければなりません。そして、人を簡単に動かせるようにするというのは、我々から見れば、その時期にそこに集中できるようにということでは、支所の人員は減るんだと思うから、減るんですか、減らないんですか、どっちなんですか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

減るか減らないかという明確なお答えをとということですが、現時点ではその点についてはお答えすることはできかねます。これから市役所全体の人員をどうするかということを検討してまいりますので、現時点で減るか減らないかまではお答えする段階にないと考えております。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

非常にわからないままで機構改革が行われるなどと思いますけれども、先ほど課長言われたように、支所の課長がおることによって陣頭指揮がきちんと行われてきた。私はこれが一番大事な事じゃないかなと思ってたから、やっぱり支所の職員さんたちが安心して働ける、課長がいて支所長がいて、そういうところに相談しながら、また課長、支所長はきちんと職員のモチベーションを高めるためにいろんな相談に乗ったり、いろんなことを指導したりしてこられたんだと思うんですね。それは支所にとって非常に大事な事だろうと思ってます。そして、支所にいわゆる地域の皆さんが来たときにどういう相談をするのかというときに、やっぱり最終的にはないですけども、課長の判断というのは非常に重要だろうと。しかし、課長がいなかったときにどういう判断がなされるのかというのが非常に不安なところですけども、今度は支所次長というのを置かれると。支所長と次長、課長がいなくてですから、支所長の仕事は当然、今までどおりあるわけですから、次長の責任、非常に責任の重大さ、それから忙しさがあるんじゃないだろうかと。こういう次長に職員はなかなか大変だろうと、なり手があるのかなと考えるんですが、次長という立場と、次長はあるところでは1人ではないという話も聞きましたけど、この次長についての考え方をお願いします。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

次長につきましては、おっしゃるとおり、課長にかわるポストでございますが、当然、支所長のサポートをするということがあります。それとあわせて、これまではそれぞれの課ごとに置いていた課長の業務を業務が広がってそれぞれの係の指示なりをしていくという権限が持たれるという形になります。これが支所によっては人数が変わってくるというところでございまして、そういう意味では大変になる部分もあろうかと思っておりますので、そういったところも逆にモチベーションになる部分もあるんじゃないかなとは考えているところでございます。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

今言われたように大変になると思いますよ。多分、支所によって次長の数も違ってくるのかなと、今、話を伺う中で私の推察ですから、そこまで言いませんけれども、非常に次長職というのが、課長のかわりをするんだと今言われたんで、3つの課の課長のかわりをする。3人前せやんということですよ。次長職というのが非常に大変な重荷になると私は今聞きながら思っているんですけど、それでモチベーションが上がるのかなと、むしろですね。大変だということはわかりますけれども、これでモチベーションが上がるのかなと私は思います。やっぱりそれぞれの人間の能力には限界がありますし、3課長の役割を、支所によっては1人でしょうから、1人の次長がやっていくというのは、これは並大抵のことではないと思います。やっぱりそういう部分も職員の気持ちの問題ですね、そういうところも十分配慮して考えていかないと、さっき言いましたように、迅速で効率的だけではなかなか厳しいものが支所に今後出てくるのではないかなと思うので、そういう部分も十分に考えるべきだと思っております。

それから、第一整備室、第二整備室が置かれると。いわゆる専門職をそこに置いて、特に第二整備室については八女東部の建設関係はここでやるんだということですが、これを黒木支所に置くということですが、黒木支所に何人置くかはまだ決められてないのかもしれないので、それはいいですけども、黒木支所のどこに置くんですか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

黒木庁舎のどこかということですが、それはこれから決めていくことですが、考えられるところとしましては2階とかそういったところになってくるのかなとは思っているところでございます。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

第二整備室、黒木支所に置かれますけれども、これは支所ではなくて本庁の人間ですよ。いわゆる黒木支所には本庁の職員と支所の職員がいると。同じところに、別にけんかをする必要はないんですけども、やっぱり違うそういう人たちがいるというのがどうなのか、私はちょっと大変じゃないかなとむしろ思っております。私は職員ではありませんので、そこら辺の人間関係はよくわかりませんが、働く中で人間関係というのは非常に大事なところだろうと思いますし、本庁は本庁としての役割、支所は支所としての役割がある中で、例えば、2階に置けば違うところになりますけれども、支所としての一つのまとまりをつくっていく支所長の役割、そういう中での同じ庁舎内にこの2つが入ることについてはどう考えておられるのか、お願いします。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

同じ庁舎に本庁機能と支所機能が同居することについてというお尋ねだと思いますが、まさにこの議会事務局は本庁でございます。立花支所と本庁の議会事務局が同居しているわけでございますので、特に大きな問題があるとは聞いておりませんので、問題はないと認識しております。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

言われれば確かにそうですね、ここは。ちょっと私は違うと思っておりますけれども、それは改めて追及はしません。ただ、やっぱりそこら辺のことも十分考えていただきたいなとお願いをしたいと思います。

事務決裁については、関連する事務分掌に応じて、建設課、農業振興課、林業振興課の所属長を経由するものとすると、事務決裁はですね。第二整備室は八女東部、各支所ですね、東部の支所を所管することになっているので、ここで言う所属長というのは係長のことを言うんですか。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

所属長という場合は、その労働を管理する管理職でございますので、この場合は室長になろうかと思えます。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

今、室長……。管理職というのは支所は支所長と次長でしょう。どうなんですか。今、私の……。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

失礼いたしました。整備室の話だと思っておりましたので、設備室につきましては室長が管理職ですので、室長が所属長になります。支所におきましては支所長が所属長ということになります。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

支所においては支所長が所属長ということですね。非常に私は何か仕事量がふえてくるんじゃないかな、支所は今まで以上に忙しくなるんじゃないかなという感じがするんですが、これで効率的に——効率的にと書いてありましたよね。迅速に事務分掌も含めてできるんですね。できるんですね、これで。

○人事課長（牛島新五君）

できると考えて提案しております。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

やってみなければわからないことだとは思いますが、なかなか機構改革という部分では難しいものがあると思っております。こういう機構になってきたというのは、長年の経験、そういう中から到達してきた一つの機構であると思っております。これが当たるかどうかというのはまだわかりませんが、以前、10年以上前ですかね、市長公室というのを当時の市長がつくられました。いわゆる市長の特命を受けて自由に働けるということで。でも、そういうものをつくったけれども、結局は4年でしたかね、5年でなくなっていきました。そのときに市長に、これは失敗でしたかということで、はっきり失敗だったと言われております。私は職員ではありませんから、機構の中での仕事のことというのはなかなかわかりませんが、何かこれを聞いて、また、今、質問を行って、支所の職員はなかなか忙しくなるんじゃないか、そして、責任の重さがさらにふえるんじゃないかなと思っております。ぜひ支所の意見、もっときちんと吸い上げて、できればもう一回考えていただくことを要望して質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

21番松崎辰義議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、所管の総務文教常任委員会へ付託いたします。

議案第81号 八女市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第82号 字の区域の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第83号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決することに決しました。
議案第84号 指定管理者の指定について（八女市豊岡コミュニティセンター）から議案第122号 指定管理者の指定について（星野焼展示館）まで計39件を会議規則第34条の規定により一括議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決しました。
議案第84号から議案第122号までの議案について一括質疑を行います。
質疑のある方は、最初に質疑を行う議案番号を言われてから質疑をされますようお願いいたします。

○17番（森 茂生君）

議案第89号 指定管理者の指定について（八女市黒木ふれあい交流拠点施設くつろぎの森グリーンピア八女）、それから議案第98号 指定管理者の指定について（八女市池の山荘、八女市星のふるさと公園のうち2施設）ということになっていますので、議案第89号、議案第98号あわせて質問を行いますので、よろしく願います。ほとんど似ていますので、主には議案第89号をお伺いします。

まず、この議案ですけれども、今まで西洋フードが指定管理だったのを、新しくできました株式会社YMサービスというところが今度指定管理になられる予定ということでもありますけれども、私が1つ思いますのは、従業員さんはほとんどそのままの横滑りで合意をもらっていますとかなんとか書いてありますので、そっくりそのまま指定管理者だけが入れかわるようなイメージを持っているんですけれども、西洋フードとこの株式会社YMサービス、この関係がどうなのか、以前、西洋フードにおられた方がこちらの代表者みたいな話もあります。その関係をお伺いします。

○観光振興課参事補佐兼観光振興係長（田代秀明君）

お答えいたします。

YMサービスはどのような会社なのかという御質問だと思いますけれども、YMサービスの代表の方は、西洋フード・コンパスグループの現施設を含む十数施設の総支配人をされてあった方でございます。西洋フードでやってこられたような指定管理の受託事業を展開されていく予定になっております。

○17番（森 茂生君）

ですから、私が思うのは、西洋フードとこのYMサービスとの関係、全くないんでしょうか。それとも、こう言っちゃなんですけども、話し合いが行われて、YMさん、あんたがやってくれということで内々では引き継ぎが行われているのか、そこら辺のいきさつをお尋ねいたします。

○観光振興課参事補佐兼観光振興係長（田代秀明君）

このYMサービスの代表の方は、西洋フード・コンパスの会社のほうを8月末で退職をされていまして、資本関係は一切ございません。

流れといたしましては、ことしの7月中旬ごろに西洋フードのほうから、現指定管理施設の期間満了に伴いまして順次撤退をすると、そういう説明を受けております。背景としては、西洋フードの親会社のほうの経営方針の転換というのがございまして、国内事業を全部再編されるということでございます。今後は給食事業を中心に特化するということで聞いております。

以上のことから、令和2年の3月末で期間を満了するグリーンピア八女と池の山荘については、早急に公募するという経緯になっております。

○17番（森 茂生君）

そしたら、西洋フードさんはべんがら村、その他やべのもりもされていますけれども、そこら辺も時期が来たら撤退される予定なんですか。

○観光振興課参事補佐兼観光振興係長（田代秀明君）

現段階では、期間満了までは西洋フードでしっかりやるということで確認をしております。

○17番（森 茂生君）

ですから、満了が来たら、撤退をされる予定なんですかとお尋ねしています。

○観光振興課参事補佐兼観光振興係長（田代秀明君）

そこまで詳しくはまだ確認をしておりません。

○17番（森 茂生君）

わかりました。

そういうわけですけども、八女指定管理者選考委員会というところにかけているかと思えます。そこらの選定委員会、どのような御意見が出たのかお伺いします。

○財政課長（田中和己君）

お答えいたします。

選定委員会の中で審査評価をいただいておりますが、その中でやっぱり一番心配されてあったのは、まだ設立されたばかりで大丈夫なのかという御意見がございましたが、代表取締役であります方からのプレゼンテーションの中で、現社員から新会社への経営に、要は西洋フードのほうからの賛同の総意もいただいているということや、これまで以上に地域に密着した事業運営を実現したいとの訴えにより高く評価をいただいております。

○17番（森 茂生君）

わかりました。設立されたばかりというより、指定管理を受けるために法人を設立したということのようですので、いわゆる今までの個人的なノウハウは当然いっぱい持ってらっしゃるけれども、法人としての、経営者としての実績は、いわゆる私はゼロ、今からの出発だろうと理解をしております。そこにおったから経営がうまく、十分しきるかとはまた別問題だと私は思っております。

その中で、当然、従業員さん等の関係が重要かと思えます。何人おられるか知りませんが、恐らく100人以上はいらっしゃるのかな、池の山と両方合わせてですよ。その中でこの事業計画を見ますと、現従業員の総意を得て法人設立に至りましたということで、もう従業員さんの合意のもとに話はでき上がって法人を設立されたということだと思います。そして、この48ページを見ますと、現契約社員は13名、全員正社員として加入させますということと、「現従業員（社員及び常勤パート）から弊社へ入社への同意書を提出頂いております。別紙資料をご参照下さい。」ですけれども、この別紙がわかりませんので、同意書、これが全従業員、パートさんも含めたところを出ているという書き方ですけれども、この別紙資料がありませんので、説明をお願いします。

○観光振興課参事補佐兼観光振興係長（田代秀明君）

今回、資料として添付しておりませんのは、個人情報観点から住所、氏名、捺印がされておりましたので、資料としての添付を控えておるところです。同意書自体は確認しております、グリーンピア八女については、社員とパートの職員さん含めまして21名の方から同意をいただいている書類を確認いたしております。

○17番（森 茂生君）

そしたら、池の山荘のほうも同じようなことでしょうか。

○観光振興課参事補佐兼観光振興係長（田代秀明君）

池の山荘につきましても社員とパート、従業員を含めまして14名の同意をいただいております。

○17番（森 茂生君）

そんな何百人もいらっしやらないんですね。わかりました。

それでは、わかりましたけれども、このいろいろの考え方をYMサービスさんが述べられております。その中で八女市からの指定管理料は今まで前年度でいいんですけれども、幾ら支払っていたのか。

○観光振興課参事補佐兼観光振興係長（田代秀明君）

グリーンピア八女については、指定管理料の市からの支払いはございません。かわりに納付金を毎年24,000千円いただいております。

○17番（森 茂生君）

納付金ということではよろしかったでしょうか。これは平成30年度の納付金は27,000千円となっています。今24,000千円と言われましたか。

○黒木支所長（月足 稔君）

納入金につきましては24,000千円ございまして、残りの3,000千円につきましては風呂の改修工事を行っております、それが15,000千円ほどかかっております。それを協力金という形で平成27年度から令和元年度まで納入していただいておりますので、合わせまして27,000千円という形になっております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

そういう会計の処理でよかったんですかね。ここに51ページに書いてあります納付金、今度の事業計画で「最低納付金は年間2,400万円（非課税）を提案します（現状どおり）。」と書いてあります。現状どおり、だから、24,000千円だろうと思います。

そしたら、こっちの平成28、29、30年度の決算の納入金は27,000千円ですよ。さっき言われるように3,000千円誤差があります。そういう処理でよかったんでしょうか。

○黒木支所長（月足 稔君）

今の質問は、52ページの納入金の件でしょうか。

○17番（森 茂生君）

22ページです。22ページの過去3年間の収支実績、これによると、全部3年間27,000千円として納入金が出てきます。22ページです。

○黒木支所長（月足 稔君）

この平成28年から平成30年度につきましては、その24,000千円の納入金と、先ほど言いました風呂の改修工事の15,000千円のうち、毎年3,000千円ずつ納めていただいておりますので、それを合わせたところでお出でというところでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

ですから、そういう会計処理でよかったんでしょうかと聞いているんですよ。こういう処理をされると、私たちはわからんわけですよ。それけん、きちっとわかるような決算書でないと、ひっくるめたところで報告をしてもらおうと、全く私たちはわかりません。これは正式にいいんですか、こういう会計処理をして。

○財政課長（田中和己君）

この納入金につきましては、年度協定に基づいて24,000千円ということで定めておる分を通常の納入金としていただいているんですけど、先ほど支所長が申し上げましたとおり、お風呂の改修工事を行った際に西洋フードさんからいただける分というのは全く年度協定とは別に行っているようなことになっておると思いますので、会計上も問題ないのではないかと思っています。

○17番（森 茂生君）

ちょっと私も会計がそんなに詳しくありませんけれども、こういう処理をされると、私たちはわからんわけですよ。そこをきちっと、したならしたなりの説明をいただかんと、どこに消えたかわからんですよ、そういう会計処理をするなら。そいけん、これはきょうのところ私もこの会計が適切かどうか判断つきませんけれども、私たちからすればおかしいと思います、私のあれからすると。

○議長（角田恵一君）

暫時休憩いたします。

午後2時5分 休憩

午後2時6分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○観光振興課参事補佐兼観光振興係長（田代秀明君）

御質問の22ページの実績なんですけれども、こちらにつきましては、YMサービスのほうからの任意の提出の資料ということで、そちらの資料をそのままつけさせていただいております。非常にわかりにくい資料ということで御指摘いただきましたので、おわびして訂正をさせていただきます。

この27,000千円の中に24,000千円と3,000千円が含まれているということで御理解をお願いしたいと思います。

○17番（森 茂生君）

とりあえずきょうのところはこれで引きますけれども、私はこの業者から出たものをつぶさに見ましたけれども、1つ、どうしても納得できないのが、すぐ隣にはサッカー場があり

ますよね。サッカー場の連携、サの字も出てこないんですよ。これはどういう意味なのかお尋ねします。連携をとるとは言っておりますよ、ほかの施設とは。しかし、サッカー場との関係は一言も出てきません。サッカー場のサの字も出てきません。私は今まではこっちと連携をとったところでやるという話をずっとしてきました。今度指定管理が移れば、もうサッカー場とは全く縁が切れると理解してよろしいですか。

○企画部長（石井稔郎君）

その前、先ほどの納入金ですけれども、24,000千円というのが年度協定で最低額が決まっております。それからプラスして3,000千円いただいたということで、この帳簿上は合算した形で記載がっておりますが、中身については以上のようなことですので、そういった内容で先方のほうから資料ということになっていただいておりますので、その中身についても当然監査を踏まえて、こちらは内容は十分承知をさせていただいております。説明について至らないところがあったかもわかりませんが、内容については以上でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、サッカー場との連携ですが、当然、今まではグリーンピア八女の隣にサッカー場があって、連携をしてやってまいりました。それについては今後も引き続き承継してやっていくものと思っておりますし、なおさらサッカー場の利活用によってグリーンピア八女の相乗効果が上がるものだと期待をしておるところでございます。

○17番（森 茂生君）

業者から出されたのは、サの字も出てきません。よく見てください。

それからもう一点、22ページの決算書、平成28年度、平成29年度、平成30年度、そして令和2年からの収支計画書が出ています。これはよく見られましたか、担当者。平成30年の事業計画の収入、令和2年の収支計画書の収入、全く同じ数字です。よく見てください。あり得ない数字が並んでいます。これはよく調べて出しているんですか、議会のほうに。全く同じ数字ですよ。ホテルの宿泊、コテージ宿泊、宿泊飲食、宴会飲食、日帰り飲食、温泉館、売店、諸施設、サービス料、全く一円も変わらない。単に書き写しただけの収支計画書です、これ。こんなの、とてもじゃないけれども、恥ずかしくて出されないはずですよ。

○企画部長（石井稔郎君）

これは令和2年度の事業計画ということでございますから、平成30年度の実績をもとにして書かれているものだろうと思っておりますし、私どもも前年実績をもとに事業計画を立てているもの、そのようにとっているところでございます。

○17番（森 茂生君）

そしたら、一円も変わらないということですか。これは収入だけではありません。支出も9割方同じ数字が並んでいます。支出も9割方。よく見てください。こんなのあり得ませんよ。

確かに企業は決算を重視です。行政は逆に予算です。その点、企業は決算を重視するからといって、予算を勝手にやれということは、世の中まだ私は聞いたことありません。こんな数字を見過ごしていたのか、知っていて出したのか、どちらですか。

○企画部長（石井稔郎君）

この数字については、当然見ております。前年実績をもとに立てるのであると。令和2年度の計画はですね。ですので、前年を踏襲して立てられたものだと理解しておりますし、それがおかしいものだということの捉え方はしておらないところでございます。

○17番（森 茂生君）

これがおかしくなかったら、世の中、全く成り立ちません、こういうのがまかり通るような八女市議会なら、今後から信用できません。

これは令和2年だけの話ですか。

○企画部長（石井稔郎君）

若干補足をさせていただきますと、令和2年度から令和6年度の事業計画、5カ年度の計画ですね。ですので、当然、右肩上がりのところでの計画にはなっていると思っています。そのベースとなります令和2年度につきましては、前年度の実績を下回らないというところで、それをベースに今後5年間やっていくよということで、令和2年度については同額の数字になっているものだと思っておるところでございます。

○17番（森 茂生君）

私もこれをよく読んで、さらにおかしいところが、令和2年から令和6年まで、これは支出の面ですけれども、半分以上は令和2年と同じ数字が令和6年まで並んでいます。例えば、販売手数料9,458千円、これがずらっと並んで令和6年まで同じ数字が並んでいます。ずるっとほとんど同じ数字が並んでいるんですよ、経費の面で。5年間。半分以上は同じ数字が並んでいます。これがおかしくないなら、どういうのがおかしいと思われませんか。これは全くおかしい。こういうのはとてもじゃないけど、認めるわけにはいきません。これは鎌田副市長かな、ちゃんと責任ある答弁をしてください。

○副市長（鎌田久義君）

今の2つの施設につきましては、経緯としてもそういうことでございますけれども、決算計画につきましては、最低レベルの前の決算収支支出を踏まえて計画を上げていきます。あくまでも計画でございます。毎年決算は出てきますので、前の年よりも不利にならないように、赤字にならないように持っていくのが企業の考え方でございますので、そのように私どももお聞きしているところでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

この会社は実績がゼロです。先ほど言いますように、ついこの間できた会社です。それを議会にかけるわけです。かけるのは、今後こうしますから、どうぞ指定管理と認めてくださいでしょうもん。その今後こうしますというのがこの数字ですから、これで果たしていいものですかと言っているんですよ。そうでしょう。今までないんですよ、この会社は。今からなんですよ。今からの計画がこれでいいんですか。これに基づいて私たちは判断をするわけですよ、過去がないから。あくまで予算とかそういう言いわけは通じませんよ。

○副市長（鎌田久義君）

今の続きでございますけれども、実績がないと。会社としては実績はございません。これは8月に発足しているんですから。当然、今までの経営方針、経営実績、これは総支配人としてのそういった技術面も含めて、経験も含めてされてあるわけでございますので、我々としてはこういう考えのもとで提案をさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

それで、確かに経験と冒頭に申しましたように経営とは違うんですよ、そこで幾ら仕事をしていても。自分が責任者で、何か起きれば自分が責任を負わやん。今までは西洋フードかなんかがいざというときは出てきたかもしれませんけれども、今後は自分が責任を負わやん。経営と今までの経験は違うんですよ。ですから、今後の、特に収支計画あたりが重要になってくる、考え方が重要になってくる。私たちはそこで判断する以外にないんですよ。だから、このようなルーズな収支計画書はだめだと私は言っているんですよ。納得できる説明をしてください。

○副市長（鎌田久義君）

だから、散々話をしているんですけれども、技術の経験を持った以上、こういう方が今から経営に携わっていく、そういうことを私どもとしては見て提案させていただいております。経験が全くない人を会社として申請を受けておりません。だから、公募した結果、1社でございました。そういう中では、いろんな先ほど申したとおり、経験が豊富でございます。地域感もわかってらっしゃいます、八女市内の状況も。そういう中で提案させていただいておりますので、市としても納得した形、当然、黒字になるようお願いしているところでございます。それは明らかでございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。この提案をよろしくお願ひします。

○17番（森 茂生君）

もうこれ以上、同じことの繰り返しですけれども、とてもこういう会社に安心してお任せしますと私は言い切れません。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

まずお聞きします。議案第89号。

この会社の設立が令和1年8月7日、このYMサービスですね。資本金が9月3日に1,000千円より30,000千円に増資されております。募集要綱の中に資本金等々があったのか、まずお聞きします。

○観光振興課参事補佐兼観光振興係長（田代秀明君）

会社を設立したときには1,000千円の資本金で設立をされまして、その後、30,000千円ということで増資をされております。当初は公募をする際に資金繰りが間に合わなかったということで、とりあえず1,000千円の資本金で設立をされたということでお伺いしております。

○10番（牛島孝之君）

28ページの応募書類、(1)指定管理者申請書、③「申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、貸借対照表、損益計算書又は収支計算書若しくはこれらに相当する書類（過去3事業年度分）」、当然これは出ないわけでしょう。出るはずはないと思います。いかがですか。

○観光振興課参事補佐兼観光振興係長（田代秀明君）

お答えをいたします。

設立は確かに8月にされておりました、この応募要項にございます書類を出す関係で、資料にもつけておるとは思いますが、決算をされておられます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

会社設立が令和1年8月7日ですよ。過去3事業年度分が出るはずがないでしょう。いかがですか。

○観光振興課参事補佐兼観光振興係長（田代秀明君）

書類上は確かに過去3年間、新しい会社ですので、ございません。その分の資料についてはございません。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

それと、新聞記事でたしか出たと思いますが、ロイヤルグループと西洋フード・コンパス、吸収合併という記事が出ましたが、御存じですか。

○観光振興課参事補佐兼観光振興係長（田代秀明君）

お聞きをしております。

○10番（牛島孝之君）

だから、そういう記事が出ると、西洋フードが外したかったんじゃないのかと、そう思う人間もおるわけですね。体質として外したと。だから、ロイヤルさんにはもうしていませんよと。うがった見方と思われるかもしれませんが、新聞記事を見れば、そうとしか思えないと。確かに応募したのは1社しかないと。これは当然——当然という言い方はおかしいですけども、それはこの会社の社長も住所は八女市に構えてある。当然、会社の本店も八女市に構えてある。それだけの意気込みでやってあると思いますので、頑張っていたきたいけれども、それについては、いつ知られたですか、その西洋フード・コンパスがロイヤルグループに吸収という新聞記事が出ましたけど。

○観光振興課参事補佐兼観光振興係長（田代秀明君）

情報につきましては、YMサービスの代表される方、代表の方からお話はお伺いしております。そちらのほうからお伺いいたしました。

○10番（牛島孝之君）

とにかく指定管理で頑張っていただなくちゃいけないんで、当然、グリーンピア八女、あるいはべんがら村も含めてですけども、出荷組合の方、あるいは従業員ときちっとお話し合いをして、意思の疎通、以前、西洋フード・コンパスの前を聞きますと、ちょっと意見が合わないということも出荷組合の方からも聞きましたので、ぜひそういう意見の疎通を、きれいに意見の疎通をしていただいて、やっぱりこれは赤字体質じゃ困りますので、ぜひ頑張っていたきたいということで質問を終わります。

以上です。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

議案第84号から議案第122号までの議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、議案第84号から議案第122号までの議案につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

議案第84号から議案第122号までの議案について、一括討論を行います。

討論される方は、最初に討論を行う議案番号を言われてから討論をされますようお願いいたします。

○17番（森 茂生君）

議案第89号 指定管理者の指定について（八女市黒木ふれあい交流拠点施設くつろぎの森グリーンピア八女）と議案第98号 指定管理者の指定について（八女市池の山荘、八女市星のふるさと公園のうち2施設）、この2議案について反対の立場で討論します。

一括して反対討論でいいんですか。

先ほど質疑の中で申しましたとおり、令和6年までの事業計画書が出ていますけれども、全くでたらめな、私から言わせれば過去の議案を書き写しただけの内容の事業計画書、全くでたらめな収支計画書と言わざるを得ません。とてもこういう会社に大事な施設を指定管理でお願いするわけにはまいりません。

以上の理由により、議案第89号、そして議案第98号に反対するものです。よろしくお願ひします。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

○6番（田中栄一君）

私はこの両議案に対して89号、98号の議案に対して賛成の立場で討論を行います。

先ほど言われましたように、現指定管理者が順次撤退意向の中でこうして公募をされて、そして、その中で新たに法人設立された中でこうして応募されたということで、もし、この指定管理者の分を否決ということになれば、今後グリーンピア八女、あるいは池の山荘については管理者がいなくなるような状態になってしまいますので、その点についてはやはりそういう危険は避けなければいけないという思いであります。

また、一生懸命YMサービスのほうもやられるということで期待をしておりますので、この案件については賛成の意を表明します。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

ただいまの討論の結果、議案第84号から議案第122号までの議案のうち、議案第89号 指定管理者の指定について（八女市黒木ふれあい交流拠点施設くつろぎの森グリーンピア八女）及び議案第98号 指定管理者の指定について（八女市池の山荘、八女市星のふるさと公園のうち2施設）についてを別に採決し、それ以外の議案については一括して採決いたします。

初めに、議案第89号 指定管理者の指定について（八女市黒木ふれあい交流拠点施設くつろぎの森グリーンピア八女）につきまして採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第98号 指定管理者の指定について（八女市池の山荘、八女市星のふるさと公園のうち2施設）について採決をいたします。

議案第98号について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第98号は原案のとおり決しました。

議案第84号から議案第122号までの議案のうち、議案第89号、議案第98号以外の議案、計37件について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第84号から議案第122号までの議案のうち、議案第89号及び議案第98号以外の議案は原案のとおり可決することに決しました。

次に移ります。

議案第123号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により予算審査特別委員会を設け、付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会に付託することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長を除く21人にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は21人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。（「先例どおり」と呼ぶ者あり）

それでは、先例に従い、委員長に中島副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け審査していただきますようお願いいたします。

議案第124号 令和元年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

議案第125号 令和元年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

日程第3 花宗用水組合議会議員の選挙

○議長（角田恵一君）

日程第3. 花宗用水組合議会議員の選挙を行います。

花宗用水組合議会の八女市選出議員数は、組合規約第5条の規定により13人となっておりますが、第6条ではそのうち1人については市長をもって充てる旨規定されておりますので、12人の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

花宗用水組合議会議員に平島光朗氏、牛島有一氏、丸林尚由氏、田中吉明氏、今里光昭氏、椀勇人氏、溝口喜之氏、牛嶋光男氏、城後公一氏、元村信昭氏、樋口利忠氏、徳永和夫氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました12名の方を花宗用水組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12名の方は、花宗用水組合議

会議員に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により後刻当選告知をいたしますので、御了承願います。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、あしたは休会とさせていただきます。

会期日程に従い、9日から委員会となっておりますので、審査のほどをよろしく願います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時33分 散会